

令和7年度タンチョウ保護増殖検討会

令和7年11月5日（水）10:00～12:00
札幌市教育文化会館 研修室403

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

（1）タンチョウ保護増殖事業 令和6年度実施結果及び令和7年度事業計画

（2）関係者・研究機関からの報告

（3）その他

4. 閉会

配布資料一覧	
(1) タンチョウ保護増殖事業 令和6年度実施結果及び令和7年度実施計画	
資料1 令和6年度環境省事業実施結果 資料1-1 冬季給餌について 資料1-2 環境省給餌場における飛来カウント数推移 資料1-3 環境省給餌場における給餌量と飛来数推移 <u>資料1-4 タンチョウ越冬分布調査の結果について</u> 資料1-5 令和6年度タンチョウ越冬状況調査情報取りまとめ及び標識調査業務 資料1-6 標本保存管理業務・傷病収容状況 資料1-7 令和6年度 道央地域における越冬状況調査	
資料2 令和7年度環境省事業実施計画 資料2-1 環境省阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量調整方針について 参考資料1 平成26年度以降の給餌実績と飛来数推移 参考資料2 阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量調整シミュレーション 資料2-1別紙 阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量削減等方針について 資料2-2 タンチョウとの共生に向けた普及啓発資料の作成 資料2-2別紙 ひろがるタンチョウ ひらける未来 資料2-3 分散促進に向けた方策検討に資する情報整理 資料2-4 農畜産被害対策に係る普及啓発 参考資料3 JAうらほろくみあいだより 8月号 資料2-5 令和7年度 道北・道央におけるタンチョウ繁殖状況調査	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所
資料3-1 令和7年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況 及び令和8年度の実施計画 資料3-1別紙 令和7年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況及び令和8年度の実施計画	北海道開発局
資料4 令和6年度保護林巡視実施状況及び令和7年度実施予定	北海道森林管理局
(2) 関係者・研究機関からの報告	
資料5 令和6年度北海道タンチョウ給餌事業について	北海道環境生活部 自然環境局自然環境課
資料6-1 令和6(2024)年度タンチョウ保護増殖事業報告 資料6-2 令和7年度タンチョウ保護増殖事業計画 資料6-3 タンチョウの交通事故防止のためのPR動画の製作について	釧路市動物園
資料7 令和6年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告】 令和7年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告・予定】	鶴居村
資料8 タンチョウ保護研究グループ2024年度 活動報告	NPO法人タンチョウ保護研究グループ
資料9 令和6年度(10-3月)及び令和7年度(4-9月)の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】	日本野鳥の会
資料10 令和7年度 長沼町「タンチョウも住めるまちづくり」	長沼町
資料11 令和7年度 ネイチャー研究会inむかわ・むかわタンチョウ見守り隊 活動報告	ネイチャー研究会 inむかわ
(3) その他	
資料12 タンチョウ保護増殖検討会設置要領(改正案) 資料12-1 タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

※下線を引いた資料は【公開不可】としておりますので、取扱いに十分ご注意ください。

令和6年度環境省事業実施結果

令和7年 11月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 冬期給餌について

環境省タンチョウ給餌場における集中の緩和に向けて、平成27年度から給餌量調整を実施。令和6年度は、3箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び阿寒給餌場。以下「3大給餌場」という。）のうち阿寒給餌場においては、最大給餌量を前年度比1割削減して実施した。鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場については、鶴居村より地域として適正な給餌方法の検討や農業被害防止体制を構築するまでに要する3年間、給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請を令和2年度に受けたことから、給餌方針について改めて検討し、令和3年度の年間最大給餌量比約1割削減した量（3,000kg）として実施した。

なお、令和6年10-11月にタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が計2件確認されたため、有識者や関係者と調整・協議を重ねつつ、給餌の開始時期の調整措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法の検討・試行など高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応方針案の検討もふまえつつ給餌を実施した。

（1）給餌実績（資料1-1）

令和6年度の実際の給餌量は、計画していた最大給餌量と比べ、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場で78%、鶴見台給餌場で65%、阿寒給餌場では99%となった。なお、平成26年度の実際の給餌量と令和6年度の実際の給餌量を比較すると鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場は28%、鶴見台給餌場は26%、阿寒給餌場は27%となり、全体では27%となっている。

表1. 環境省委託給餌事業の給餌実績

給餌場名称	令和6年度 最大給餌量	令和6年度 実際の給餌量	平成26年度 最大給餌量	平成26年度 実際の給餌量
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,000kg	2,350kg	7,500kg	8,505kg
鶴見台給餌場	3,000kg	1,950kg	7,500kg	7,500kg
阿寒給餌場	3,300kg	3,280kg	11,040kg	12,040kg
合計	9,300kg	7,580kg	26,040kg	28,045kg

(2) 盗食・感染症対策(資料1-1)

給餌期間中の給餌場へのハクチョウ、シカ等の入り込み状況を調査・記録するとともに追い払いを行った。

ハクチョウの入り込み日数は、3大給餌場合計で見ると前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリで僅かに減少、鶴見台給餌場で前年並み、阿寒給餌場で1割程度減少となった。

シカの入り込み日数は、3大給餌場合計で見ると前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、鶴見台給餌場では前年と同じく入り込みは無く、阿寒給餌場では前年並みの結果となった。

(3) 3大給餌場におけるカウント(資料1-2)

3大給餌場において、タンチョウの飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点の成鳥及び幼鳥の飛来数（以下「日最大飛来数」という。）を毎日記録した。

3大給餌場ののべ日最大飛来数は合計でおよそ3万8千羽となり、前年度と比較して4千9百羽程度減少した。ただし、給餌量調整開始前（～H26以前）の5～7万羽と比較すると低い水準にあると言える。給餌場に飛来する個体のうち幼鳥の占める割合は6.4%と平年に比べ低い値となった。

(4) 給餌場別タンチョウ1羽当たりの給餌量(資料1-3)

令和6年度の給餌期間において3大給餌場それぞれの合計実績給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場ごとにタンチョウ1羽当たりの給餌量を比較検討した。

以下に表で示す数値をみると、各給餌場の1羽あたりの給餌量は、3大給餌場の平均では約0.211kg/羽となり、昨年度より減少しした。

表2. 各給餌場の1羽あたりの給餌量

1羽当たり給餌量 (kg/羽)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0.226	0.229	0.210	0.232	0.184
鶴見台給餌場	0.170	0.179	0.193	0.177	0.132
阿寒給餌場	0.316	0.343	0.326	0.339	0.316
平均	0.238	0.250	0.243	0.232	0.211

2. タンチョウ生息地分散の進捗確認等

分散の進捗等の現況把握のための調査を行った。

(1) 希少野生動植物種保護増殖事業委託業務(越冬分布調査)(資料1-4)

タンチョウ越冬分布調査を令和6年12月5日(木)及び令和7年1月22日(水)の2回実施した。1回目の調査では938羽が確認され、2回目の調査では1,889羽が確認された。また、2回目の調査でタンチョウが記録されたのは26市町村で、昨年度よりは9市町村多くなった。

(2) タンチョウ取組評価(越冬及び標識調査)業務(資料1-5)

タンチョウの冬期分散を促す取組の評価に資する基礎情報として、令和6年度にタンチョウ保護研究グループが実施した冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理した。また、保護増殖事業の一環として同グループと連携し、標識調査を実施した。

冬期総数調査における振興局単位での確認数は、依然として釧路総合振興局管内が大多数を占めるが、十勝総合振興局管内及び根室振興局管内の確認数も徐々に増えつつある。なお、根室振興局管内においては、一昨年度に引き続き、100羽を超える確認数となった。

3大給餌場のうち、阿寒給餌場の確認数は給餌量調整開始後、緩やかな減少傾向にあるが、鶴居村の2給餌場は、概ね横ばい傾向にある。

3大給餌場における滞在状況の変化について、各給餌場での5分ごとの飛来数カウントの結果から、阿寒給餌場においては年変動が大きいものの、直近6年間においてはほぼ横ばいとなっている。鶴居村内給餌場の平均(2給餌場間を行き来していることを踏まえ一つの給餌場として処理)においても、直近6年間では令和3年、令和6年に著しい飛来数の増加がみられた。

また標識調査については、令和6年は合計18家族の22個体に足環標識を装着した。

(3) 標本保存管理業務・傷病収容状況(資料1-6)

令和6年度タンチョウ傷病個体収容結果は、53羽（死体40羽、生体13羽。）となり、収容原因としては、何らかの事故が58%を占め、中でも「交通事故」が19羽で最多であった。生体収容13羽については、リハビリ中の個体1羽（令和7年3月現在）を除いて、その後全て死亡（うち、2羽については予後不良で安楽殺）が確認されている。

当年度検査個体には、事故等の影響により栄養状態が悪い個体が見られたが、冬の間、餌の不足に起因して栄養不良になったと考えられる個体は確認されなかった。

(4) 道北及び道央地域における繁殖及び越冬状況調査(資料1-7)

道北及び道央地域におけるタンチョウの繁殖状況把握を目的として、令和5年度に続き、令和6年度もドローンとヒアリングを併用した繁殖状況調査を実施した。令和6年度の繁殖期の道央・道北における確認つがい数は計28ペア、ヒナ数は15羽となった。※昨年度報告済みのため詳細は省略

また、道央地域で越冬する個体の個体数と生息環境把握を目的とした越冬状況調査を令和5年度に続き令和6年度も実施した。厳冬期の1月に27羽（うち幼鳥5羽）、2月に20羽（うち幼鳥4羽）を確認した。

(5) 北広島市におけるタンチョウ保全のためのアライグマ防除の実施

令和5年、6年と連続して北広島市東の里遊水地においてタンチョウの繁殖行動が見られていることから、タンチョウ保全を目的とした北島遊水地周辺でのアライグマ防除に係る北広島市への技術的支援を実施した。北海道大学の巣箱型わなの提供及び技術指導のもと、北広島市とともに巣箱型わな4基を設置し、6月末までにオス3頭、メス5頭の成獣計8頭のアライグマを捕獲した。

冬季給餌について

冬期間の餌不足を補い、当面のタンチョウの個体群を維持するため、釧路総合振興局管内の3大給餌場（図1）において給餌を行った。なお、場内の個体の集中緩和に向けて、平成27年度より給餌量調整を行っており、令和6年度は、3箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び阿寒給餌場。以下「3大給餌場」という。）のうち阿寒給餌場においては、最大給餌量を前年度比1割削減して実施した。鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場については、鶴居村より地域として適正な給餌方法の検討や農業被害防止体制を構築するまでに要する3年間、給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請を令和2年度に受けたことから、給餌方針について改めて検討し、令和3年度の年間最大給餌量比約1割削減した量（3,000kg）として実施した。

なお、令和6年10-11月にタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が確認されたため、関係者と協議のうえ、給餌の開始時期の調整措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法実施の指示等を行った。

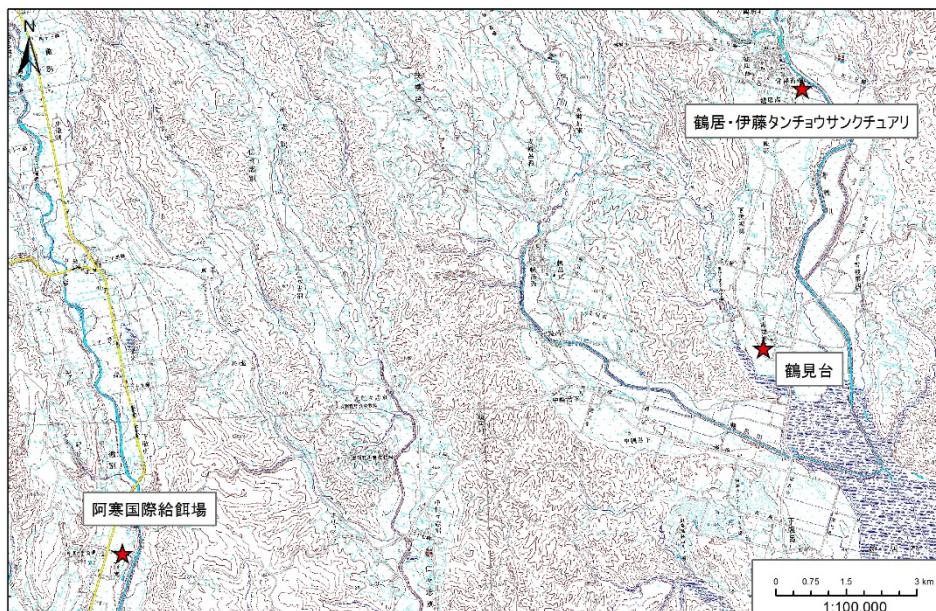


図1 3大給餌場の位置

1. 給餌実績

- ・ 設定した最大給餌量（給餌上限量）を表1、購入量を表2、実際の給餌量を表3に示す。
- ・ 令和6年度において、購入したが給餌に用いなかった余剰分の餌の量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では649kg、鶴見台給

餌場では 1,050 kg、阿寒給餌場では 20kg であった。

- ・ 計画していた最大給餌量と比べると、令和 5 年度の実際の給餌量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では 78%、鶴見台給餌場では 65%、阿寒給餌場では 99% となった。

表 1 最大給餌量 (kg)

給餌場名称	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
鶴見台給餌場	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
阿寒給餌場	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660	3,300
合計	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440	9,300

*餌が 1 袋 30 kg であることから、削減割合を計算後に、袋数で割り切れる数で切り上げて設定

表 2 実際の購入量 (kg)

給餌場名称	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
鶴見台給餌場	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
阿寒給餌場	3,750	3,500	3,600	3,000	3,300	3,300
合計	11,250	10,280	10,380	9,780	10,080	9,300

表 3 実際の給餌量 (デントコーン寄付量を含む) (kg)

給餌場名称	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	3,262	3,390	3,390	2,812	3,268	2,350
鶴見台給餌場	3,750	3,390	3,390	3,150	3,390	1,950
阿寒給餌場	3,223	3,473	2,820	3,238	3,270	3,280
合計	10,235	10,253	9,600	9,200	9,928	7,580

2. 盜食・感染症対策

令和6年度における3大給餌場でのハクチョウやシカの入り込み状況を調査・記録するとともに(表4、5)、追い払いを行った。

ハクチョウの入り込み日数は、3大給餌場合計で見ると前年並みであるが個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリで僅かに減少、鶴見台給餌場で前年並み、阿寒給餌場で1割程度減少となった。

シカの入り込み日数は、3給餌場合計で見ると前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、鶴見台給餌場では前年と同じく入り込みは無く、阿寒給餌場では前年並みの結果となった。

表4 ハクチョウ入り込み日数（括弧内は給餌実施日数）

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R5年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0日	0日	0日	0日	0日	0日	1日
	(0日)	(26日)	(31日)	(28日)	(12日)	(97日)	(112日)
鶴見台給餌場	0日	0日	0日	7日	3日	10日	10日
	(0日)	(26日)	(31日)	(28日)	(12日)	(97日)	(100日)
阿寒給餌場	21日	1日	25日	23日	12日	82日	86日
	(0日)	(28日)	(31日)	(28日)	(12日)	(99日)	(101日)
合計	21日	1日	25日	30日	15日	92日	97日
	(0日)	(80日)	(93日)	(84日)	(36日)	(293日)	(303日)

表5 シカ入り込み日数（括弧内は給餌実施日数）

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R5年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
	(0日)	(26日)	(31日)	(28日)	(12日)	(97日)	(112日)
鶴見台給餌場	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
	(0日)	(26日)	(31日)	(28日)	(12日)	(97日)	(100日)
阿寒給餌場	7日	3日	2日	0日	0日	12日	12日
	(0日)	(28日)	(31日)	(28日)	(12日)	(99日)	(101日)
合計	7日	3日	2日	0日	0日	12日	12日
	(0日)	(80日)	(93日)	(84日)	(36日)	(293日)	(303日)

環境省給餌場における飛来カウント数推移

環境省で給餌事業を行っている3大給餌場において、タンチョウの飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点の成鳥及び幼鳥の飛来数（以下「日最大飛来数」という。）を毎日記録した。

令和6年度における給餌場の延べ日最大飛来数は、3大給餌場全体としては、前年度と比較して増加した。なお、給餌量調整開始前（～平成26年）の5～7万羽と比較すると低い水準が維持されている。

令和6年度と過去5年間の各給餌場ののべ日最大飛来数について、以下の表及び図にて示す。ただし、令和元年度及び令和5年度はうるう年のため、2月29日については両年度以外は欠損データとして取り扱った。

		11月	12月	1月	2月	3月	各合計	合計 幼鳥割合%
令和元年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	254 (30)	2,956 (179)	5,812 (414)	3,904 (351)	1,014 (182)	13,940 (1,156)	41,328 (3,459) 8.4%
	鶴見台給餌場	99 (4)	4,018 (359)	6,257 (491)	5,865 (490)	1,598 (131)	17,837 (1,475)	
	阿寒給餌場	256 (37)	1,576 (175)	3,099 (236)	3,522 (258)	1,098 (122)	9,551 (828)	
令和2年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	101 (18)	3,900 (188)	6,254 (331)	3,667 (274)	1,057 (138)	14,979 (949)	45,883 (3,580) 7.8%
	鶴見台給餌場	85 (15)	5,120 (373)	6,838 (565)	6,134 (476)	1,732 (129)	19,909 (1,558)	
	阿寒給餌場	82 (16)	1,827 (175)	4,527 (429)	3,632 (338)	927 (115)	10,995 (1,073)	
令和3年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	93 (12)	2,832 (135)	6,095 (374)	4,684 (322)	927 (87)	14,631 (930)	42,150 (3,049) 7.2%
	鶴見台給餌場	242 (46)	4,139 (318)	7,132 (517)	5,641 (361)	1,792 (126)	18,946 (1,368)	
	阿寒給餌場	61 (19)	1,294 (113)	3,296 (208)	2,797 (191)	1,125 (220)	8,573 (751)	
令和4年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	57 (6)	2,955 (241)	5,401 (288)	4,000 (301)	920 (120)	13,333 (956)	39,125 (3,487) 8.9%
	鶴見台給餌場	77 (25)	3,368 (291)	6,604 (495)	5,541 (423)	728 (79)	16,318 (1,313)	
	阿寒給餌場	97 (31)	1,380 (154)	3,671 (424)	3,340 (420)	986 (189)	9,474 (1,218)	
令和5年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	31 (8)	3,199 (343)	6,044 (571)	3,670 (398)	1,086 (154)	14,030 (1,474)	42,789 (4,115) 9.6%
	鶴見台給餌場	15 (5)	4,876 (437)	7,320 (581)	5,520 (487)	1,389 (136)	19,120 (1,646)	
	阿寒給餌場	84 (10)	1,648 (169)	3,644 (319)	3,239 (338)	1,024 (159)	9,639 (995)	
令和6年度	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	28 (4)	2,301 (86)	6,035 (203)	3,764 (198)	625 (57)	12,753 (548)	37,901 (2,420) 6.4%
	鶴見台給餌場	63 (11)	3,500 (192)	5,382 (380)	4,499 (301)	1,332 (109)	14,776 (993)	
	阿寒給餌場	243 (31)	1,411 (128)	4,388 (295)	3,477 (291)	853 (134)	10,372 (879)	

表1 3大給餌場における月ごとののべ日最大飛来数（羽）の推移

※ () 内は幼鳥の合計数

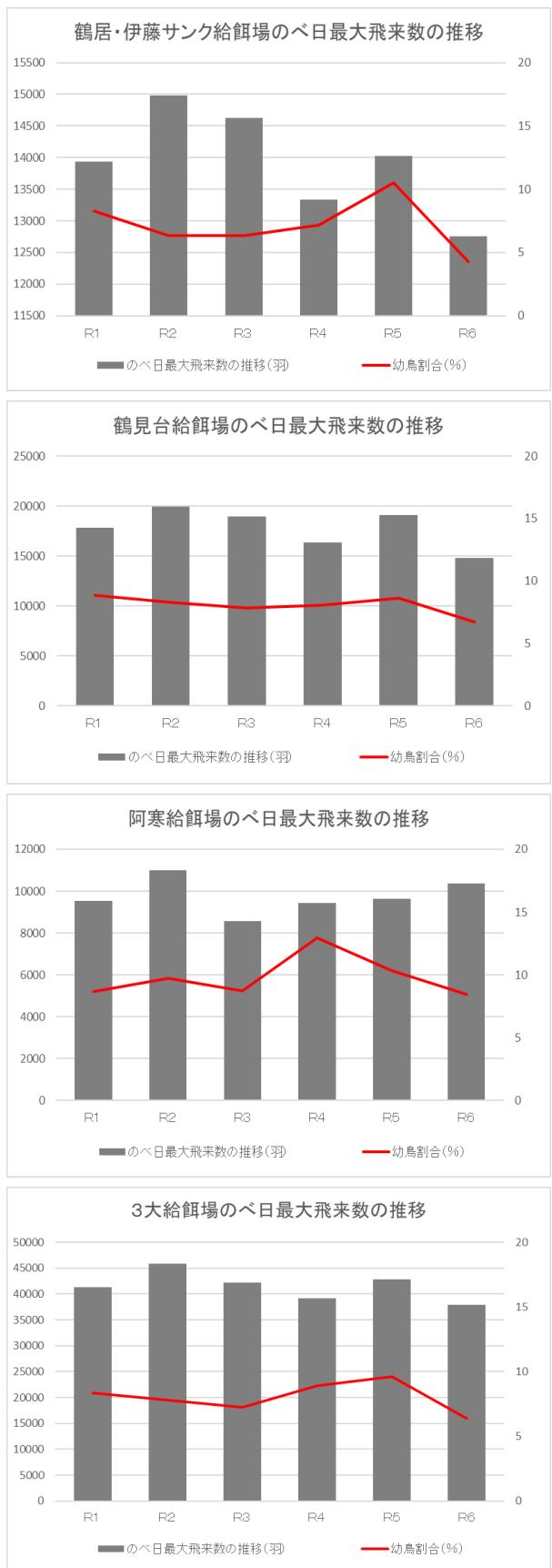


図1 3大給餌場におけるのべ日最大飛来数の推移

のべ日最大飛来数の直近 6 年間の推移を、給餌場ごと及び 3 大給餌場合計として表した。棒グラフはのべ日最大飛来数を、折れ線グラフは幼鳥割合を示す。

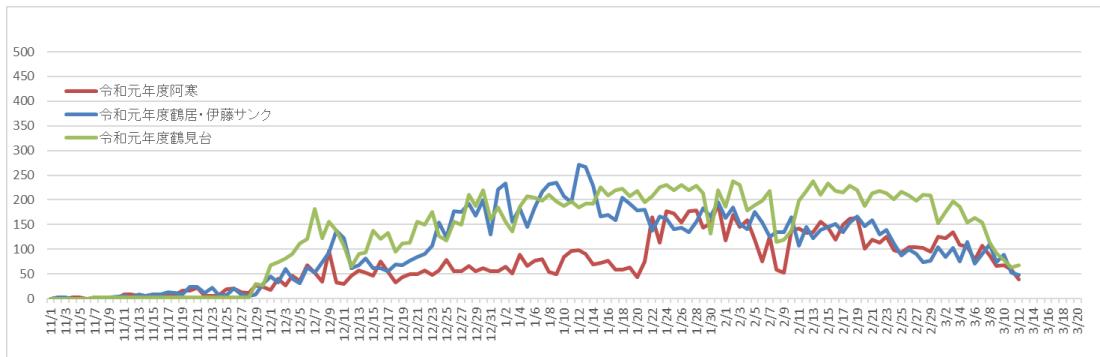


図 2 令和元年度給餌場別飛来数

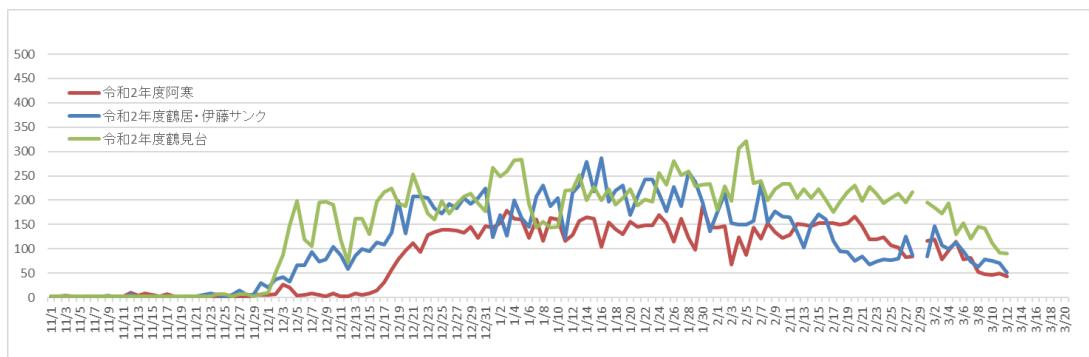


図 3 令和2年度給餌場別飛来数

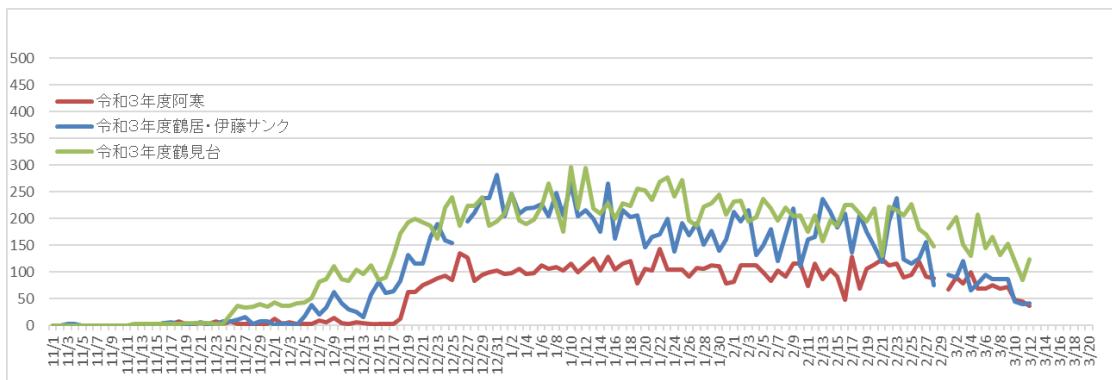


図 4 令和3年度給餌場別飛来数

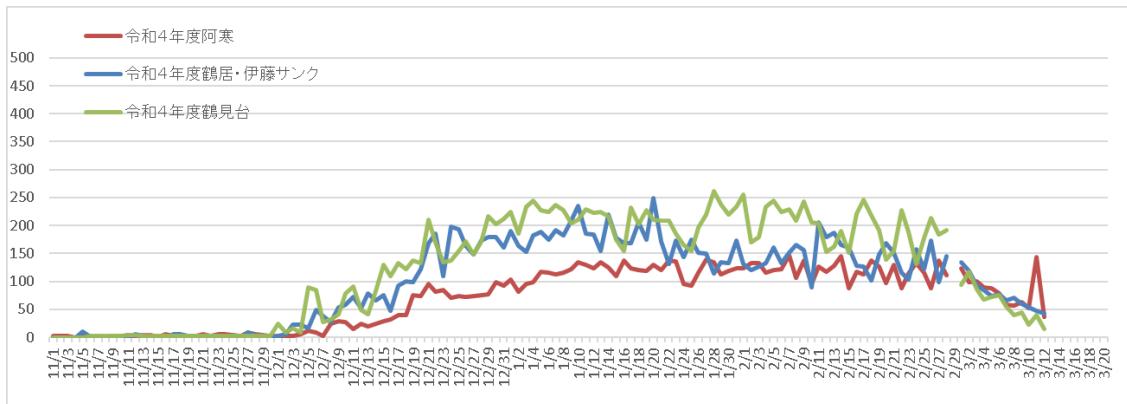


図 5 令和4年度給餌場別飛来数

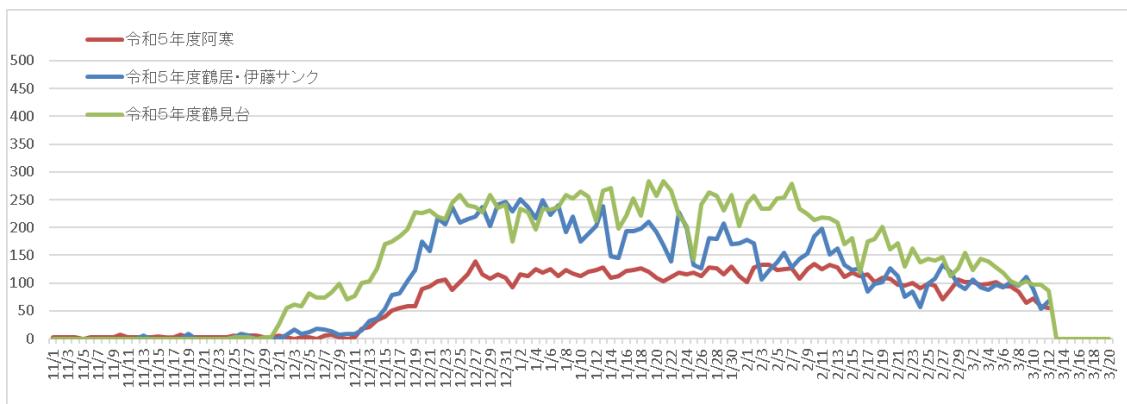


図 6 令和5年度給餌場別飛来数

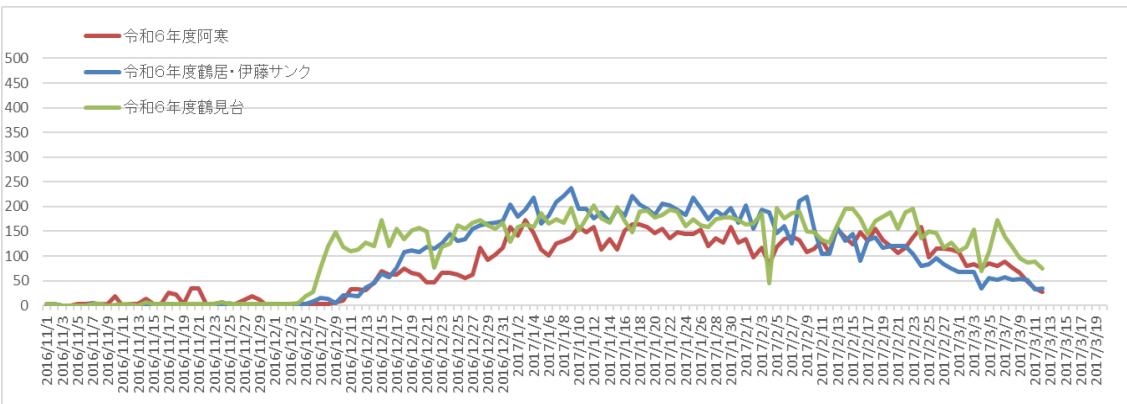


図 7 令和6年度給餌場別飛来数

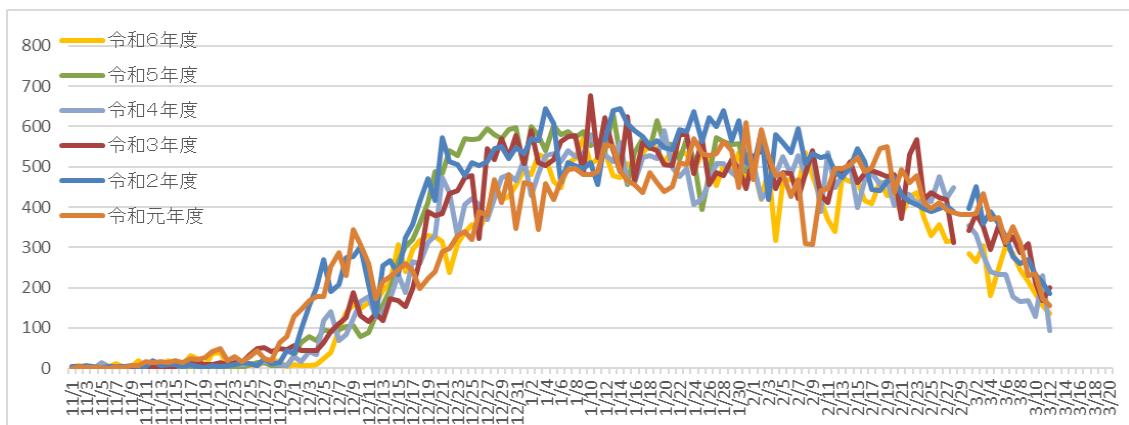


図8 年度別3大給餌場合計飛来数

環境省給餌場における給餌量と飛来数推移

1. 給餌場別給餌量

令和 6 年度の給餌期間において環境省給餌場それぞれの合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。下表で示す数値をみると、各給餌場における 1 羽当たりの給餌量は、3 つの給餌場の平均では約 0.211 kg/羽となり、昨年度よりも減少している。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
鶴居・伊藤タンチョウサン クチュアリ給餌場	0.226kg/羽	0.229kg/羽	0.210kg/羽	0.232kg/羽	0.184kg/羽
鶴見台給餌場	0.170kg/羽	0.179kg/羽	0.193kg/羽	0.177kg/羽	0.132kg/羽
阿寒給餌場	0.316kg/羽	0.343kg/羽	0.326kg/羽	0.339kg/羽	0.316kg/羽
平均	0.238kg/羽	0.250kg/羽	0.243kg/羽	0.232kg/羽	0.211kg/羽

2. 令和 2 年度～令和 6 年度の日毎の日最大飛来数と給餌量の推移

環境省給餌場における令和 2 年度～令和 6 年度の日毎の給餌量と飛来数の推移を図 1～15 に記す。

令和2年度～令和6年度 環境省給餌場における日別飛来数及び給餌量

※  給餌量  飛来数

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

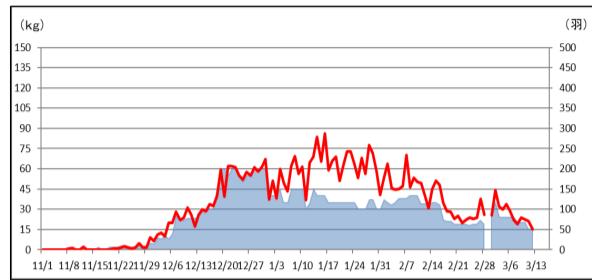


図1. 令和2年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

鶴見台給餌場

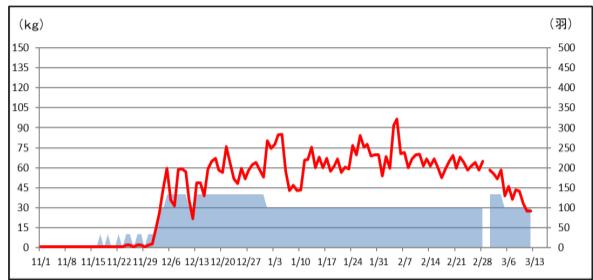


図2. 令和2年度鶴見台給餌場

阿寒給餌場

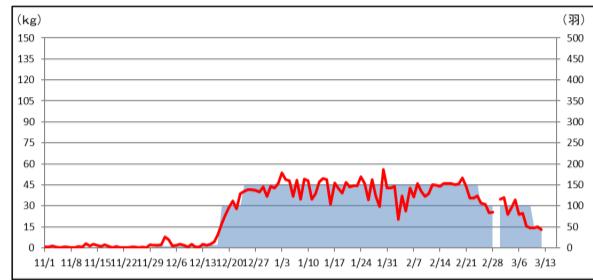


図3. 令和2年度阿寒給餌場

R 2

R 3

R 4

R 5

R 6

図4. 令和3年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

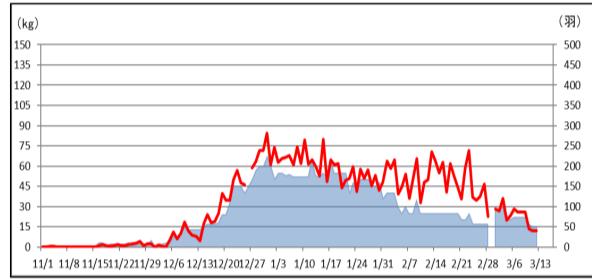


図5. 令和3年度鶴見台給餌場

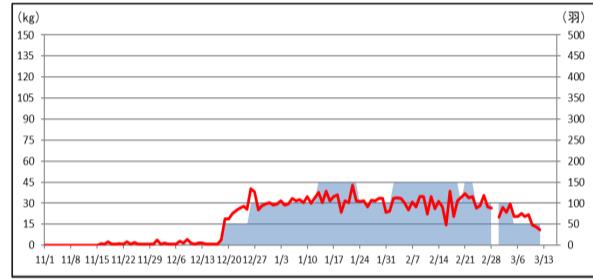


図6. 令和3年度阿寒給餌場

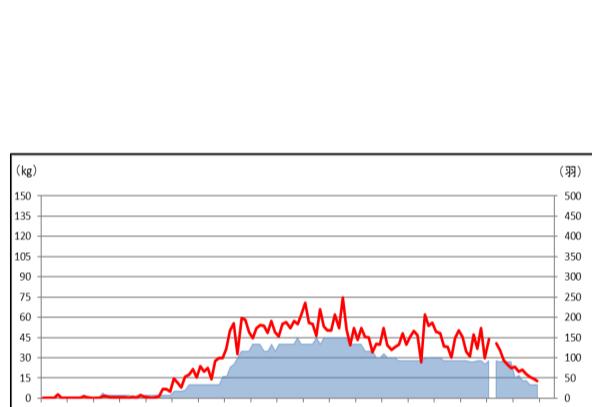


図7. 令和4年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

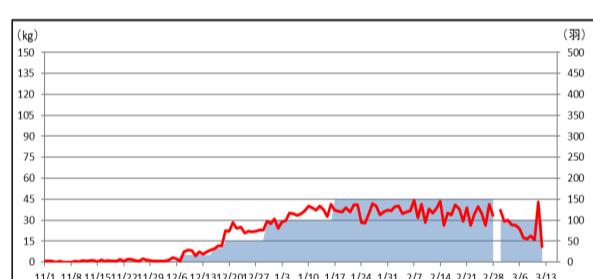


図8. 令和4年度鶴見台給餌場

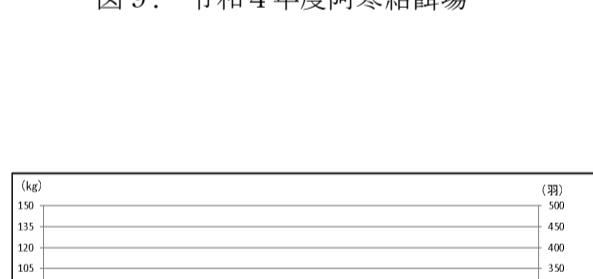


図9. 令和4年度阿寒給餌場

R 5

図10. 令和5年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

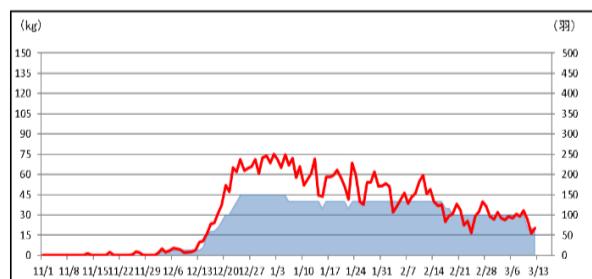


図11. 令和5年度鶴見台給餌場

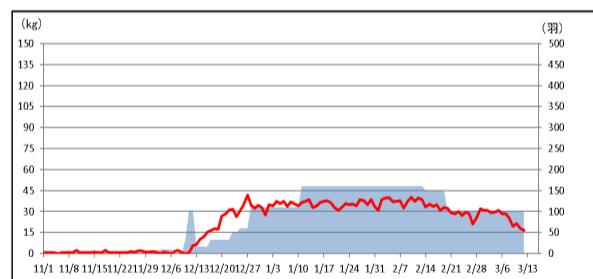


図12. 令和5年度阿寒給餌場

R 6

図13. 令和6年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

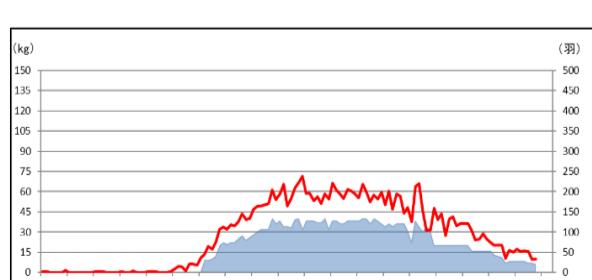


図14. 令和6年度鶴見台給餌場

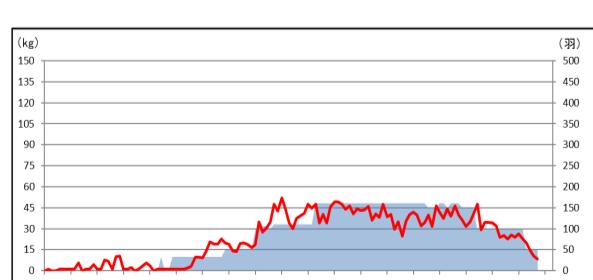


図15. 令和6年度阿寒給餌場

令和 6 年度タンチョウ越冬状況調査情報取りまとめ及び標識調査業務

1. 目的

タンチョウの冬期分散を促す取組の評価に資する基礎情報として、令和 6 年度に特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループが実施した冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理した。また、保護増殖事業の一環として同グループと連携し、標識調査を実施した。

2. 概要

1) 実施方法

タンチョウ保護研究グループが毎年 1 月～2 月の間に独自に実施している冬期の総数把握調査のデータから、2011 年（平成 23 年）度以降の地域別の確認数の変化及び 2000 年（平成 12 年）度以降の環境省給餌場における確認数の変化、確認地点の面的広がりの変化、2010 年（平成 22 年）度以降の環境省給餌場における滞在状況の変化がわかる調査結果等を抽出し取りまとめた。

2) 結果

① 地域別の確認数の変化

(ア) 振興局別の確認数の推移

振興局 調査年	十 勝	釧 路	根 室	オホーツク	日 高	胆 振	空 知
2011	52	1164	16	0	0	0	0
2012	64	1380	27	0	0	0	0
2013	68	1341	26	0	2	0	0
2014	72	1359	24	3	3	0	0
2015	108	1392	38	0	4	0	0
2016	113	1680	58	0	4	0	0
2017	114	1557	34	0	5	0	0
2018	136	1420	19	2	5	0	0
2019	194	1331	75	0	3	3	1
2020	217	1489	66	3	3	3	1
2021	216	1564	91	2	7	3	0
2022	220	1426	87	0	11	2	0
2023	206	1445	132	13	12	2	0
2024	229	1387	124	10	13	3	0

*本表の確認数は、調査期間後に確認された越冬場所不明の標識個体を含んでいないため、合計数は毎年の総数と異なっている場合がある。

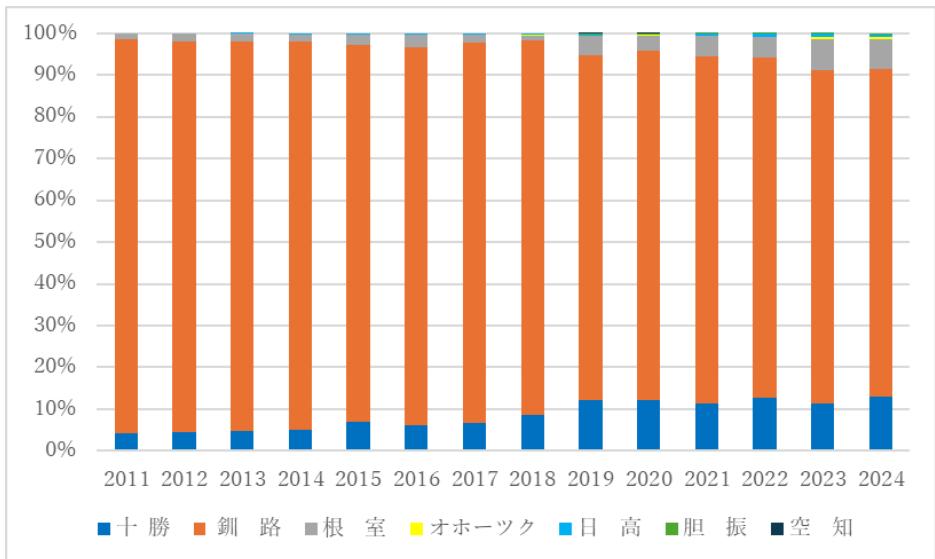


図 1 確認数の振興局別割合の推移

(イ) 給餌場別の確認数の推移

中雪裡給餌場と下雪裡給餌場は同じ鶴居村にあり、同一個体が行き来していることが標識個体によって確認されていることから、一つの給餌場（鶴居給餌場）として処理した。

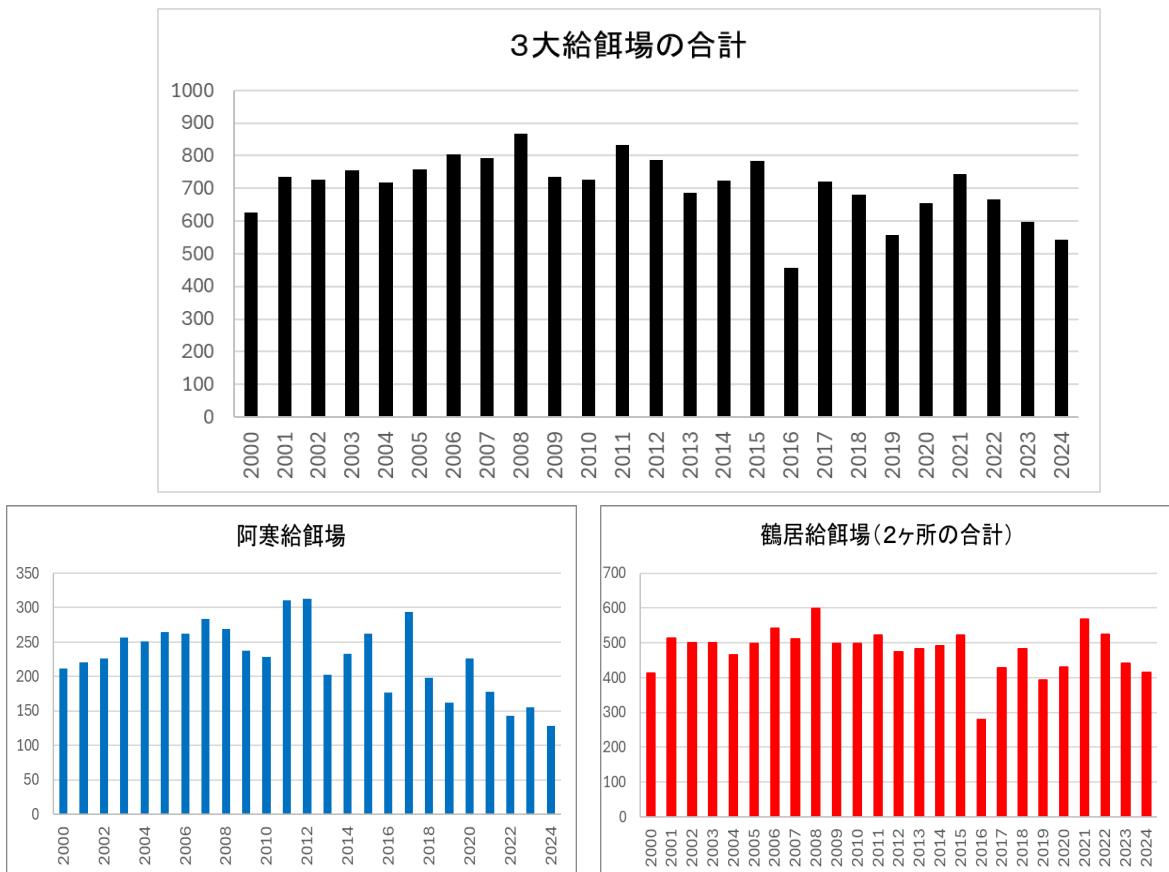
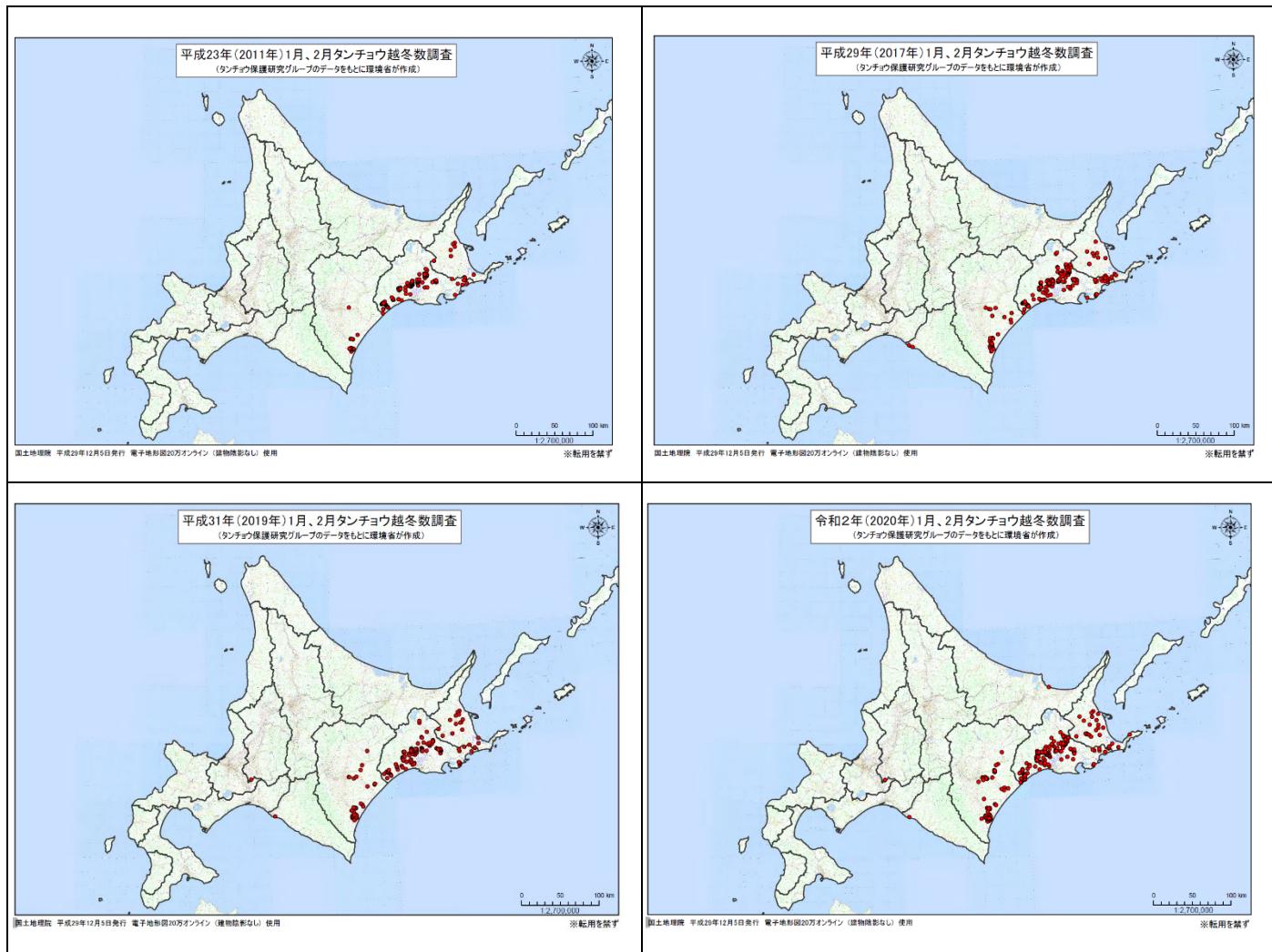


図 2 給餌場別のタンチョウ確認個体数の推移

② 確認地点の面的拡がりの変化

2023年（令和3年）1月21日から1月31日にかけて実施した一斉調査でタンチョウを確認した261地点の緯度経度情報を取りまとめた。なお、これには同一斉調査の補足調査を行った2月5日までの記録も含まれている。



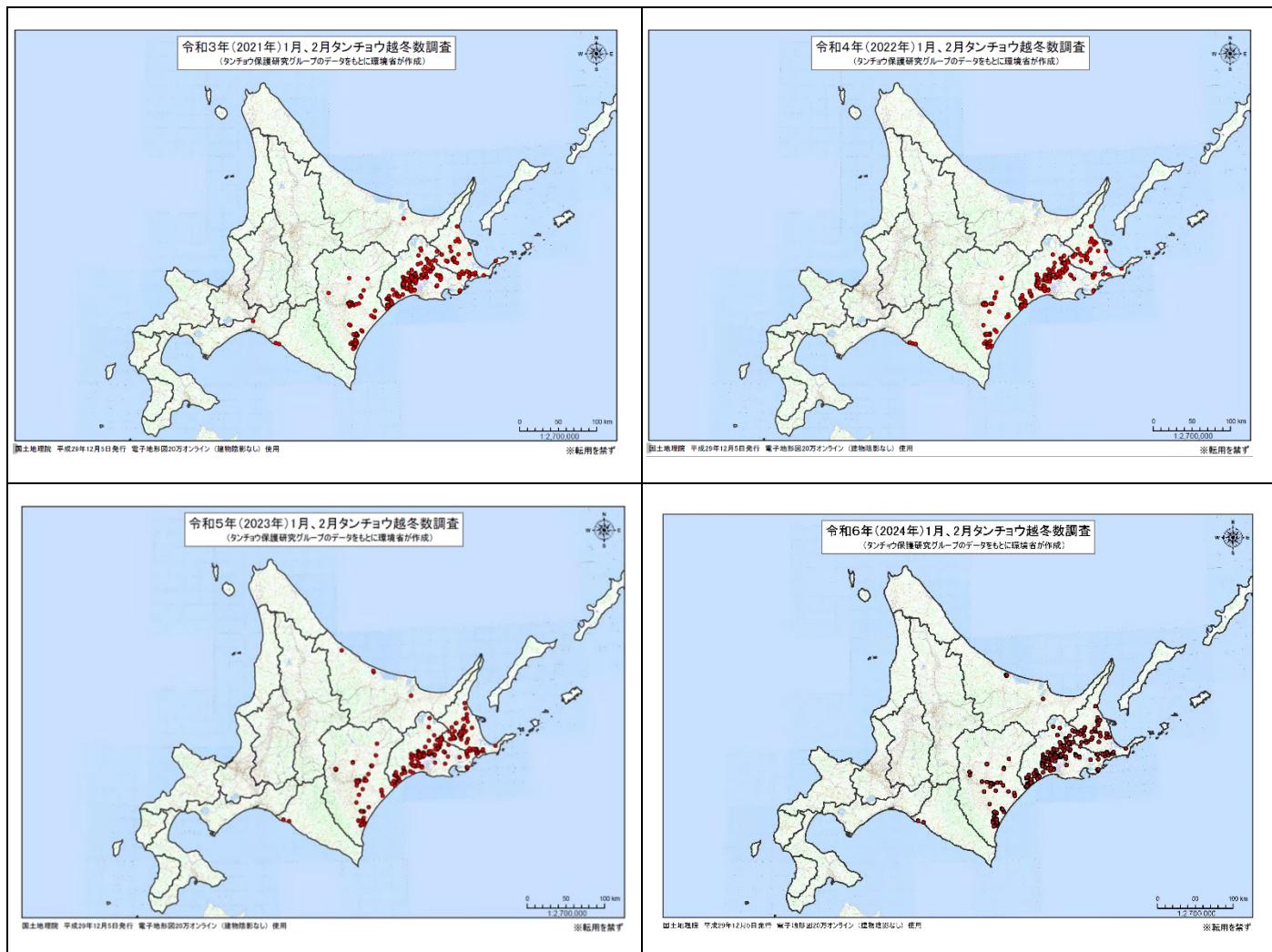


図3 確認地点の面的拡がりの変化

③ 3大給餌場における滞在状況の変化

給餌場へのタンチョウの依存度を判断する指標の一つとして、各給餌場での5分ごとのカウント数の累計を2010年（平成22年）以降の記録と比較した。

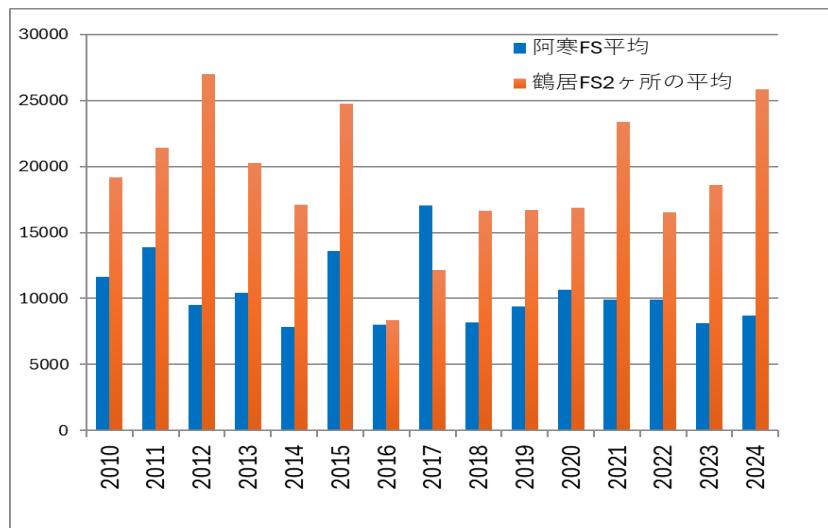


図4 給餌場における滞在状況の変化

*鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場と鶴見台給餌場については、標識個体によって同一個体が行き来していることが確認されているため、鶴居給餌場(FS)として処理した。

④ 標識調査

ヒナに足環を装着する作業は6月22日から7月14までの間で計12日間実施し、合計62名、のべ167人が調査員として参加した。

捕獲したヒナに足環標識の装着を行うとともに個体の計測、血液の採取等を行った。採取した血液は、酪農学園大学の寺岡研究室に委託して性別鑑定を行った。調査の実施状況は以下のとおり。

十勝総合振興局管内 : 9か所で12羽

釧路総合振興局管内 : 7か所で8羽

根室振興局管内 : 1か所で1羽

オホーツク総合振興局 : 1か所で1羽

*標識した家族数は18家族、標識個体数は22羽であった。

⑤ 標識個体の目撃情報の収集

過去に標識を付けた全ての個体を対象に、2024年(令和6年)3月1日から2025年(令和7年)2月28日までの期間に得られた586件の確認記録を取りまとめた。

標本保存管理業務・傷病収容状況

1. 目的

本業務は、病理解剖が終了したタンチョウの死体標本を冷凍保存し、タンチョウ保護増殖事業の効果的な推進のために実施する調査・研究等に活用できるよう管理するもの。

2. 令和6年度収容状況の概要

- ・令和6年度中（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に保護収容されたタンチョウは、計53羽と、平成12年からの確認以来過去最高（令和元年及び令和4年度も同数）の収容数となった。
- ・令和元年度に過去最高収容数である53羽を確認して以来、令和2年度を除き50羽前後の収容数で推移している。
- ・雌雄の内訳は♂16羽、♀6羽、不明30羽（HPAI感染拡大防止のための未搬入等による）。
- ・齢構成は成鳥27羽、亜成鳥2羽、幼鳥15羽、雛3羽、不明6羽。
- 幼鳥の割合はおよそ34%と、冬季の越冬総数調査における確認割合（10%程度）と比べ高く、幼鳥が事故に遭いやすいという傾向は続いている。
- ・生体収容は13羽（収容後の経過の内訳は死亡10羽、安楽殺2羽、リハビリ中1羽※令和7年3月現在）。
- ・近年は、道内における高病原性鳥インフルエンザの感染確認が多発しており、釧路市動物園の高病原性鳥インフルエンザの感染防止措置に伴う傷病個体の搬入不可期間が半年以上となる年も少なくないうえ、動物園の収容ケージの状況も治療個体による長期占用や飼育個体の治療のための確保の必要性等により余剰は無く、タンチョウの受入体制に余裕がない状況は続いている。
- ・全体を通して何らかの事故が31件（58%）と、年齢を問わず人為的要因による収容がおよそ半数を占める。そのうち交通事故が19件で最多となった。なお、スラリータンクへの落下事故による収容は昨年度は確認されなかった。
- ・令和6年度シーズンにおけるタンチョウでの高病原性鳥インフルエンザ感染事例は、釧路総合振興局管内標茶町で1件、オホーツク総合振興局管内清里町で1件の計2件が確認された。

表1. 令和6年度タンチョウ地域別保護収容状況

北海道内合計 53件									
釧路総合振興局管内 計33件									
釧路市	釧路市 阿寒	釧路市 音別	釧路町	標茶町	弟子屈町	白糠町	厚岸町	浜中町	鶴居村
1	4	4	2	9	0	0	2	2	9
根室振興局管内 計7件									
根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町	
1		4		2		0		0	
十勝総合振興局管内 計12件									
豊頃町	浦幌町	本別町	大樹町	池田町	広尾町	幕別町	更別村	音更町	陸別町
1	2	1	2	3	0	3	0	0	0
オホーツク総合振興局管内 計1件									
網走市		佐呂間町		女満別町		斜里町		湧別町	
0		0		0		0		1	

※ 平成15年の記録開始以来、収容事例が無い（総合）振興局及び市町村の記載は省略している。

- ・市町村別では、釧路管内標茶町（9件）及び鶴居村（9件）での収容が多く、次いで阿寒町（4件）、音別町（4件）及び根室管内別海町（4件）における収容が多く確認された。
- ・地域別の収容傾向については年変動があるため、タンチョウ個体数の増加や分布の拡大傾向も踏まえ、今後も情報を蓄積していく必要がある。

表2. 令和6年度タンチョウ保護収容状況

通番	収容日	収容場所	収容時		齢			性別			搬入年月日			予後	収容要因		
			生	死	成	亜成	幼	雛/卵	不明	♂	♀	不明	年	月	日		
*1	2024/4/9	豊頃町	1	1							1					死亡	列車事故
2	2024/4/15	鶴居村	1			1					1	2024	9	15		死亡	不明
*3	2024/4/26	音別町	1	1							1					死亡	不明
*4	2024/4/26	標茶町	1	1							1					死亡	フェンス等
5	2024/4/30	阿寒町	1				1				1	2024	5	12		治療中	不明衝突
6	2024/4/30	幕別町	1	1							1	2024	9	15		死亡	不明衝突・栄養不良・衰弱
*7	2024/5/1	厚岸町	1	1							1					死亡	不明
8	2024/5/8	釧路市	1			1					1	2024	5	8		死亡	捕食捕殺
9	2024/5/27	浜中町	1				1				1	2024	7	9		死亡	他事故
10	2024/6/3	幕別町	1		1						1	2024	6	4		死亡	交通事故
11	2024/6/16	釧路町	1				1				1	2024	7	9		死亡	交通事故
12	2024/6/28	阿寒町	1	1							1	2024	9	15		死亡	不明衝突
13	2024/7/7	阿寒町	1	1							1	2024	8	15		死亡	交通事故
14	2024/7/10	標茶町	1	1							1	2024	8	15		死亡	交通事故
15	2024/8/13	標茶町	1				1				1	2024	8	15		死亡	交通事故
16	2024/8/28	別海町	1			1					1	2024	9	15		死亡	交通事故
*17	2024/8/29	標茶町	1	1							1					死亡	不明
18	2024/9/2	中標津町	1			1					1	2024	9	15		死亡	交通事故
19	2024/9/11	池田町	1			1					1	2024	10	1		死亡	列車事故
20	2024/9/18	標茶町	1	1							1	2024	10	19		死亡	交通事故
21	2024/9/21	根室市	1			1					1	2024	10	1		死亡	交通事故
22	2024/9/21	別海町	1			1					1	2024	10	1		死亡	交通事故
23	2024/9/25	別海町	1			1					1	2024	11	5		死亡	交通事故
*24	2024/9/29	標茶町	1	1							1					死亡	電線衝突
*25	2024/10/1	浜中町	1	1							1	2024	10	1		死亡	不明
*26	2024/10/6	中標津町	1			1					1					死亡	不明衝突
27	2024/10/13	鶴居村	1	1							1	2024	10	14		死亡	交通事故
*28	2024/10/15	鶴居村	1			1					1					死亡	フェンス等
*29	2024/10/16	標茶町	1				1				1					死亡	不明
*30	2024/10/17	池田町	1					1			1					死亡	不明
*32	2024/10/22	標茶町	1			1					1					死亡	疾病
*31	2024/10/24	大樹町	1					1			1					死亡	不明
*33	2024/10/29	音別町	1	1							1					死亡	不明
*34	2024/10/31	鶴居村	1	1							1					死亡	不明
*35	2024/11/1	清里町	1	1							1					死亡	疾病
*36	2024/11/2	釧路町	1			1					1					死亡	列車事故
*37	2024/11/13	本別町	1				1				1					死亡	不明
*38	2024/11/14	音別町	1	1							1					死亡	不明
*39	2024/11/15	池田町	1	1							1					死亡	不明
*40	2024/12/24	厚岸町	1	1							1					死亡	交通事故
*41	2024/12/28	浦幌町	1	1							1					死亡	交通事故
42	2024/12/28	浦幌町	1	1							1	2025	2	20		死亡	交通事故
43	2024/12/28	音別町	1	1							1	2025	2	20		死亡	不明衝突・栄養不良・衰弱
*44	2024/12/29	鶴居村	1								1					死亡	不明
45	2025/1/8	阿寒町	1			1					1	2025	2	20		死亡	交通事故
46	2025/1/9	標茶町	1	1							1	2025	2	20		死亡	交通事故
*47	2025/1/9	鶴居村	1	1							1					死亡	不明
*48	2025/1/10	鶴居村	1	1							1					死亡	不明
49	2025/1/12	鶴居村	1			1					1	2025	2	20		死亡	交通事故
*50	2025/1/23	幕別町	1	1							1					死亡	交通事故
*51	2025/1/28	別海町	1			1					1					死亡	電線衝突
*52	2025/2/12	大樹町	1								1					死亡	不明
*53	2025/3/9	鶴居村	1	1							1					死亡	不明
合計			13	40	27	2	15	3	6	16	6	30					

*は未搬入(未剖検)個体

3. 生体収容個体の転帰 ※令和7年3月現在

- 1) 令和6年4月30日保護（亜成鳥：不明衝突：左足附蹠骨骨折以遠消失）：治療中
- 2) 令和6年6月28日保護（成鳥：交通事故：左足附蹠骨開放性骨折）：安楽死
- 3) 令和6年8月13日保護（幼鳥：交通事故：右翼・右脛骨骨折）：治療中に死亡
- 4) 令和6年8月29日保護（生体：交通事故：脊椎損傷疑い）：死亡
- 5) 令和6年9月18日保護（成鳥：鹿柵への絡まり：首・翼に切傷）：治療中に死亡
- 6) 令和6年9月21日保護（幼鳥：交通事故：胸骨粉碎骨折）：治療中に死亡
- 7) 令和6年9月21日保護（亜成鳥：電線衝突疑い：両脛骨遠位開放性骨折）：治療中に死亡
- 8) 令和6年9月25日保護（幼鳥：交通事故：右附蹠中間開放性骨折）：安楽死
- 9) 令和6年10月1日保護（成長：交通事故：右膝関節側方脱臼）：治療中に死亡
- 10) 令和6年10月6日保護（幼鳥：交通事故：右脛骨骨折）治療中に死亡
- 11) 令和6年10月15日（幼鳥：フェンス衝突：捕獲性ミオパチー）治療中に死亡
- 12) 令和6年12月29日（成鳥：交通事故：左腸骨・恥骨の骨折、肺出血）治療中に死亡
- 13) 令和7年1月10日（成鳥：不明：左骨盤複雑骨折）治療中に死亡

4. 調査研究、試料提供等

- 1) 寄生虫学的調査（酪農学園大学 浅川教授）
- 2) 有機汚染物質曝露状況調査（長崎大学衛生化学研究室 鳥羽准教授）
- 3) 希少種の細胞、遺伝子保存（国立環境研究所 大沼研究員）
- 4) フッ素化合物検査（酪農学園大学 寺岡教授）

令和6年度 道央地域における越冬状況調査

1. 目的

道央域におけるタンチョウの越冬個体数と利用環境も含む越冬状況を網羅的に把握する目的で令和5年度に続き、道央地域で繁殖期に確認されたタンチョウのペア及び繁殖ペアの子どもを軸とする確認個体を対象として、越冬状況調査を実施した。

2. 事業内容

道央地域のうちタンチョウの越冬の可能性のある苫小牧市、千歳市、長沼町、安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町及び新冠町において、タンチョウの越冬個体に係る目撃情報を有識者や関係行政機関・団体から収集しつつ、12月から3月まで、目視で行った。

結果は、厳冬期の1月は27羽（うち幼鳥5羽）、2月は20羽（うち幼鳥4羽）（昨年度は1、2月ともに25羽）となった。道央地域で繁殖している個体のうち、平取町で繁殖した1つがいは釧路市音別地区で越冬したが、それ以外の個体は、市町の移動をしたもの全て道央地域で越冬していることが確認できた。

越冬期について、積雪前は収穫後の水田やデントコーン畑等の農地、積雪後は堆肥や飼料置き場、河川内で目撃されることが多かった。

表1 令和7年1月及び2月の目撃場所と確認個体数（カッコ内の数は幼鳥）

	苫小牧市	日高町	新冠町	厚真町	合計
令和7年1月	4(2)	21(3)	2(0)	0 (0)	27(5)
令和7年2月	4(2)	12(2)	2(0)	2 (1)	20(4)

表2 これまでの1月及び2月の目撃場所と確認個体数の経年変化（カッコ内の数は幼鳥）

	苫小牧市	日高町	新冠町	合計
令和3年1月	3(1)	7(3)	3(1)	13(5)
令和3年2月	3(1)	7(3)	5(1)	15(5)
令和4年1月	2(0)	11(3)	3(1)	16(4)
令和4年2月	2(0)	11(3)	3(1)	16(4)
令和5年1月	2(0)	12(1)	2(0)	16(1)
令和5年2月	2(0)	12(1)	2(0)	16(1)
令和6年1月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)
令和6年2月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)
令和7年1月	4(2)	21(3)	2(0)	27(5)
令和7年2月	4(2)	12(2)	2(0)	16(1)

令和7年度環境省事業実施計画

令和7年11月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 環境省タンチョウ給餌場における冬期給餌の実施（資料2-1）

令和7年度の冬季給餌は、阿寒給餌場においては前年度の年間最大給餌量から1割減となる量を年間最大給餌量として設定する。鶴居村内にある鶴見台および鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場は、令和3年度の年間最大給餌量から1割減となる量を年間最大給餌量として設定する。

給餌期間は、概ね11月半ばから3月半ばまでとするが、タンチョウの飛来状況やHPAI発生状況、積雪等の天候状況を鑑みて柔軟に対応する。

また、給餌事業の一環として、給餌場に侵入するハクチョウやシカ等の追い払いを適宜実施し、盗食や感染症対策に努める。

さらに各給餌場においては、タンチョウ飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点の飛来数（成鳥、幼鳥）を毎日記録する。

2. タンチョウ生息地分散の促進に向けた方策の検討

今後、分散行動計画の目標である「道内における生息分散の確実な推進」の達成に向け、給餌量調整等のタンチョウの集中緩和策は継続して実施しつつ、生息地分散の促進に向けた方策検討も行う。

具体的な取組として、分散行動計画改定の議論の際にも言及されていたタンチョウ新規定着（候補）地における社会的理解獲得を目的とした普及啓発を実施するとともに分散促進に向けた方策検討に資する情報整理を実施する。

1) タンチョウとの共生に向けた普及啓発資料の作成（資料2-2）

タンチョウの基本情報、定着に際し想定される課題とその対応、タンチョウ等との共生による地域振興等の効果を先行事例も交えながら視覚的に分かりやすくまとめた普及啓発用の冊子を作成する。

2) 分散促進に向けた方策検討に資する情報整理（資料2-3）

分散行動計画に基づく分散方策の検討に向けた基礎情報として、タンチョウの分散候補地として重要度が高い道央地域一か所について、タンチョウの生息地分散に必要となる自然環境・社会環境に係る情報収集及び調査を実施する。

3) 農畜産被害対策に係る普及啓発（資料2－4）

生息地分散に関する課題の1つである農畜産被害の実態等について情報収集等を行うとともに、地域の農畜産業関係者の理解と協力が得られるよう農業協同組合の広報誌への記事の投稿や小規模研修会の開催等の普及啓発に取り組む。

3. その他今年度業務の進捗等

1) 希少野生動植物種保護増殖事業委託業務（越冬分布調査）

2) タンチョウ取組評価（越冬及び標識調査）業務

標識調査で24羽のヒナに足輪を装着した。

3) 標本保存管理業務・傷病個体収容

令和7年9月末現在で23羽を収容した（死体16羽、生体7羽）。（生体収容後経過の内訳；死亡5羽）。収容状況からは、特に自動車との衝突によると推測されるものが多く、地域別では、釧路市音別、標茶町、浜中町での事例が多く、次いで根室市内での収容が多い。

4) 道北・道央地域における繁殖状況調査（資料2－5）

繁殖期の道央・道北におけるドローンによる繁殖状況調査において確認つがい数は計15ペア、ヒナ数は9羽となった。

5) 道央地域における越冬状況調査の実施

6) 北広島市におけるタンチョウ保全のためのアライグマ防除の実施

東の里遊水地ではタンチョウの繁殖行動が見られなかったが、隣接する恵庭市の北島遊水地において繁殖行動が見られたことからタンチョウ保全を目的としたアライグマ防除を東の里遊水地周辺で実施し、アライグマ4個体を捕獲した。

環境省阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量調整方針について

1. 背景

環境省では、環境省タンチョウ給餌場におけるタンチョウの集中の緩和を目的として、タンチョウ生息地分散行動計画（以下「分散行動計画」という。）に基づき、平成27年度から令和6年度までの10年間、環境省タンチョウ給餌場における最大給餌量の調整を実施してきた。平成27年度から令和元年度までの5年間は、平成26年度比1割の量を毎年削減し、令和2年度以降は前年比1割削減の調整ペースで推移している（参考資料1）。

また、分散行動計画（第2.0版／P.27）において、当面の給餌量調整方針を下記のとおりとしている。

- 環境省委託給餌場のうち、鶴居村の2か所の給餌場（鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、鶴見台）において、2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）の3年間は、2021年度（令和3年度）の最大給餌量を維持する。2022年度（令和4年度）以降については、2021年度の1割減の最大給餌量を当面の間維持する。
- 環境省委託給餌場のうち、阿寒給餌場において、2024年度（令和6年度）まで前年度比1割ずつ最大給餌量を削減する。その後は飛来個体数の状況を踏まえ給餌量調整を再検討する。

なお、令和6年度シーズンにおける給餌計画量は下表のとおりである。

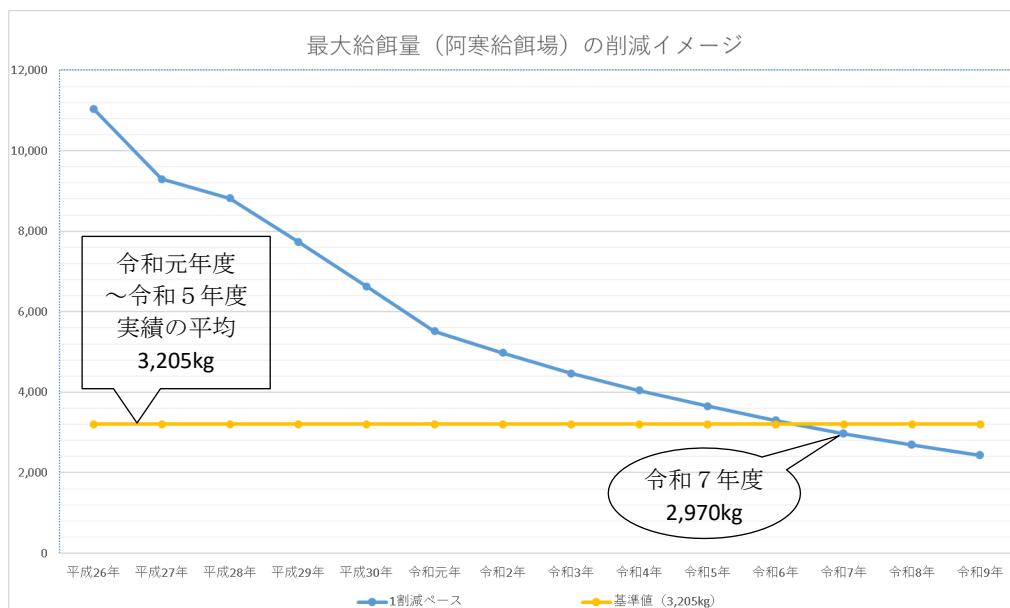
単位：kg

給餌場名称	平成26年度 (基準年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
鶴見台給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
阿寒給餌場	11,040	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660	3,300
合計	26,040	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440	9,300

表1 3大給餌場における給餌量の推移と令和6年度の計画量

2. 給餌量調整シミュレーション（前年度比1割減を継続の場合）

引き続き現行のペースで給餌量調整を実施した場合、令和7年度の年間最大給餌量は



2,970kgとなり、令和元年から令和5年の平均給餌実績（3,205kg）を割り込む量となる。

3. 釧路市の意向

別紙資料1-2のとおり。

阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量調整方針（案）

上記釧路市の意向や、令和6年度第2回WGでの意見を踏まえ、阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量調整方針を以下（1）～（3）の内容のとおり提案する。

（1）阿寒給餌場においては、令和7年度以降も給餌量調整を当面継続する。

① 令和7年度給餌量調整方針

引き続き、年間最大給餌量を前年度比1割削減する。

② 令和8年度以降の給餌量調整方針

ア. 年間最大給餌量を前年比0.5割ずつ削減する。そのうえで、飛来状況や個体の状況等に合わせて、さらに給餌量の削減を行うことは妨げない。

イ. その上で給餌期間の縮小を試みる。まず令和9年度までは12月から翌年2月にかけての実施を**基本**とする。令和10年度以降に更なる期間縮小を行うかは、タンチョウの動向の変化等を踏まえつつ検討する。

一方、急激な気温低下や積雪等、予期せぬ事態による餌不足を回避する目的に限り、上記期間外に給餌を行うことは妨げない。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間最大給餌量	2,970kg	2,850kg	2,730kg	2,610kg	2,490kg
給餌期間	11月中旬 ～ 3月中旬	12月～2月	12月～2月	令和9年度までの給餌量調整によるタンチョウの動向の変化等を踏まえつつ検討する	

（2）農業被害発生リスクに対しては、給餌量の増減によらず以下の方策を中心に対処する。

① 農家自身による適切な飼料管理や追い払い等の侵入防止対策の徹底

② 行政による対策実行支援（具体的には、対策マニュアルの周知や実例紹介等）及び過度な被害意識の緩和に向けた普及啓発活動

（3）上記取組を実施しつつ、阿寒給餌場においても個体の過密化防止や給餌場周辺環境への影響、観察施設の運営方針等を踏まえた適正な利用羽数の設定を目指す。

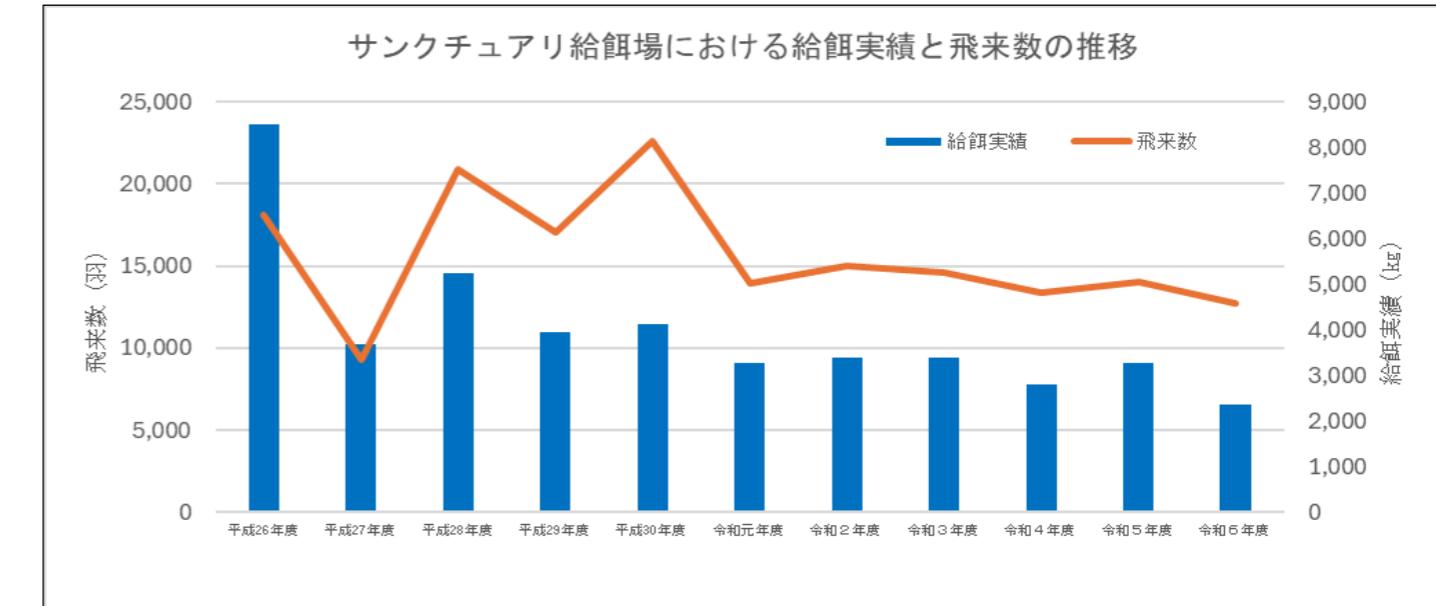
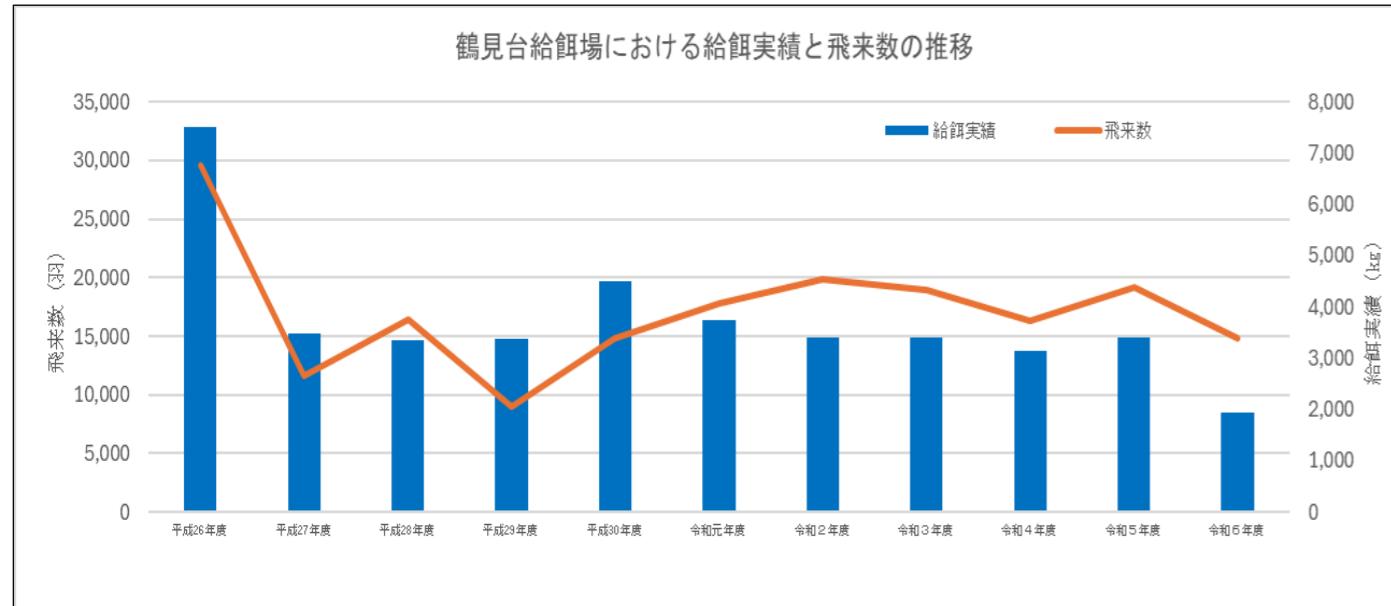
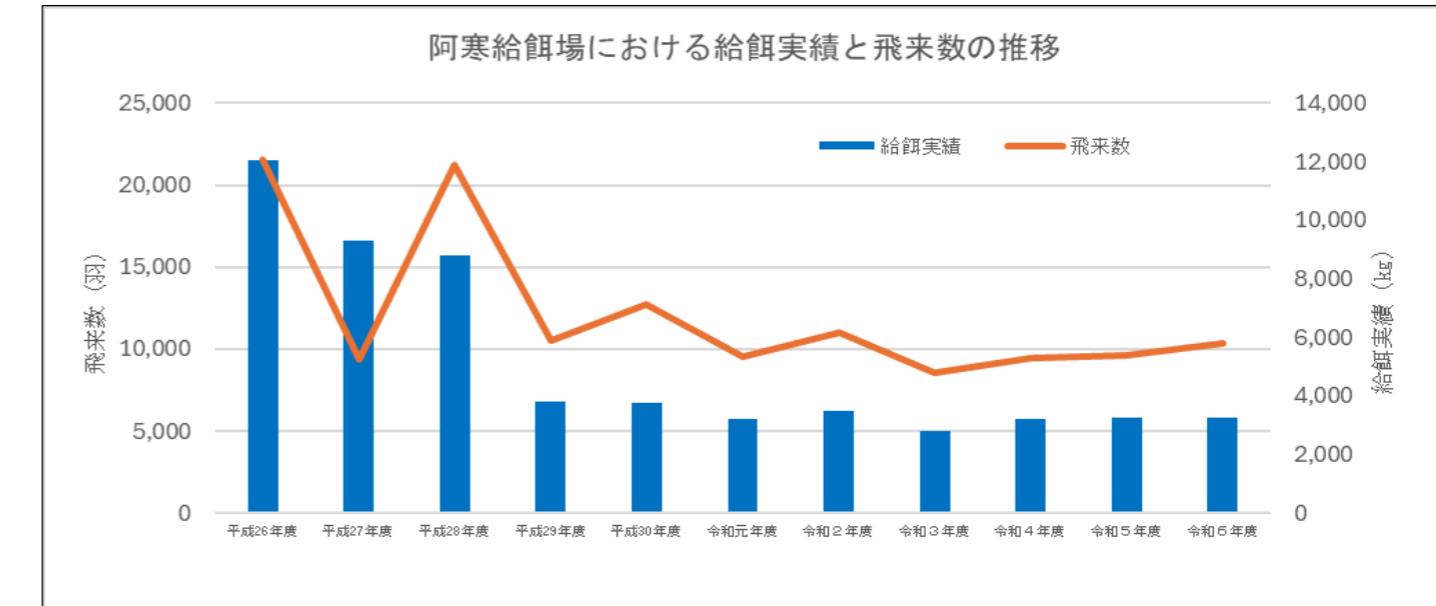
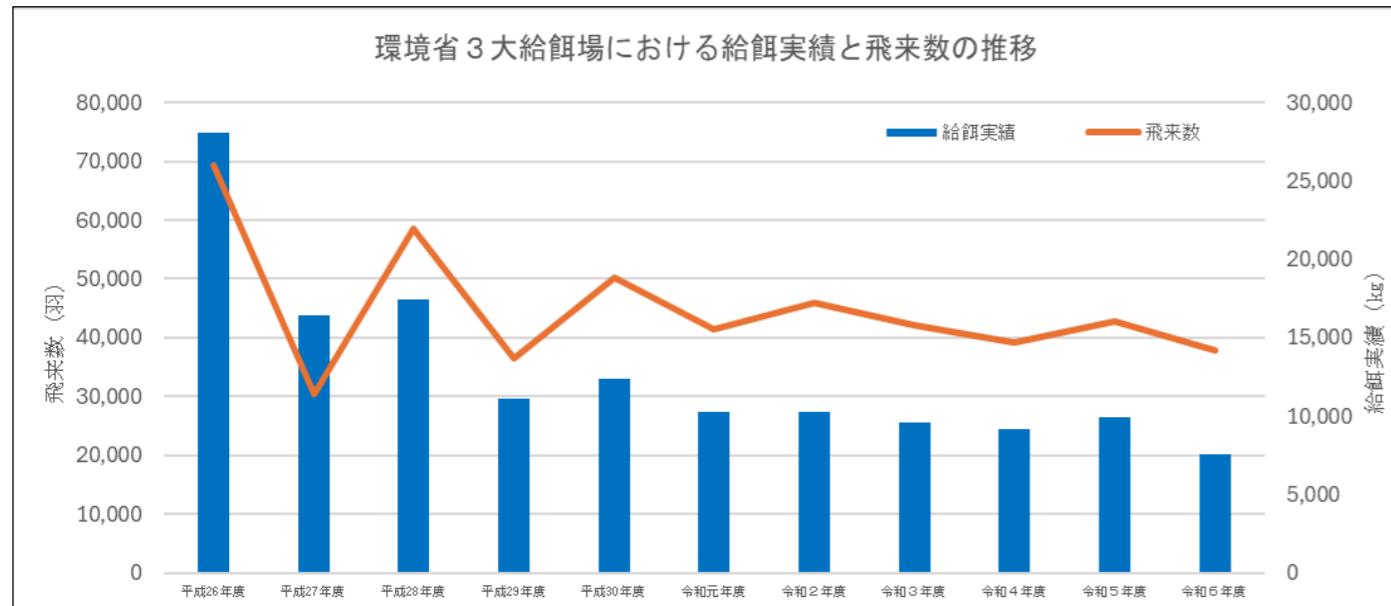
5. その他

- ・ 上記計画は、実際の気象条件やタンチョウの健康状態等を鑑み変更する可能性がある。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生の際は、令和5年度策定の「環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針」に沿って対応する。

■平成 26 年度以降の給餌実績と飛来数推移

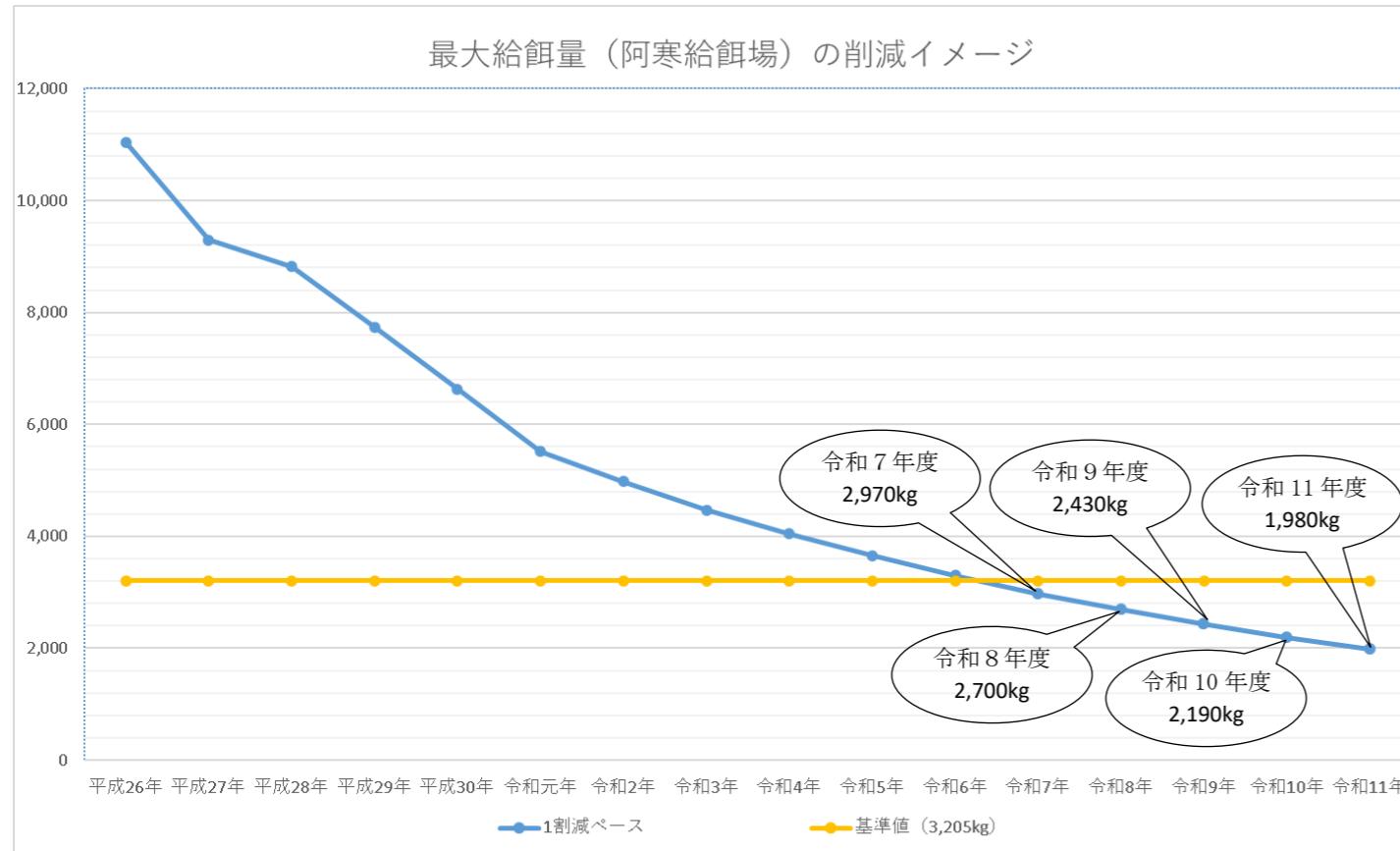
	阿寒給餌場				鶴見台給餌場				鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場				3大給餌場計			
	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1羽あたり 給餌実績(kg)
平成26年度	11,040	12,040	21,591	0.558	7,500	7,500	29,547	0.254	7,500	8,505	18,085	0.470	26,040	28,045	69,223	0.405
平成27年度	9,300	9,300	9,410	0.988	7,020	3,480	11,662	0.298	7,020	3,674	9,278	0.396	23,340	16,454	30,350	0.542
平成28年度	8,820	8,820	21,248	0.415	6,000	3,360	16,385	0.205	6,000	5,249	20,853	0.252	20,820	17,429	58,486	0.298
平成29年度	7,740	3,800	10,552	0.360	5,250	3,370	9,020	0.374	5,250	3,960	17,028	0.233	18,240	11,130	36,600	0.304
平成30年度	6,630	3,782	12,727	0.297	4,500	4,490	14,798	0.303	4,500	4,134	22,603	0.183	15,630	12,406	50,128	0.247
令和元年度	5,520	3,223	9,551	0.337	3,750	3,750	17,837	0.210	3,750	3,262	13,940	0.234	13,020	10,235	41,328	0.248
令和2年度	4,980	3,473	10,995	0.316	3,390	3,390	19,909	0.170	3,390	3,390	14,979	0.226	11,760	10,253	45,883	0.223
令和3年度	4,470	2,820	8,573	0.329	3,390	3,390	18,946	0.179	3,390	3,390	14,631	0.232	11,250	9,600	42,150	0.228
令和4年度	4,050	3,238	9,474	0.342	3,390	3,150	16,318	0.193	3,390	2,812	13,333	0.211	10,830	9,200	39,125	0.235
令和5年度	3,660	3,270	9,642	0.339	3,390	3,390	19,120	0.177	3,390	3,268	14,030	0.233	10,440	9,928	42,792	0.232
令和6年度	3,300	3,280	10,372	0.316	3,000	1,950	14,776	0.132	3,000	2,350	12,753	0.184	9,300	7,580	37,901	0.200

※11月～3月の給餌委託期間における日最大飛来数の総計

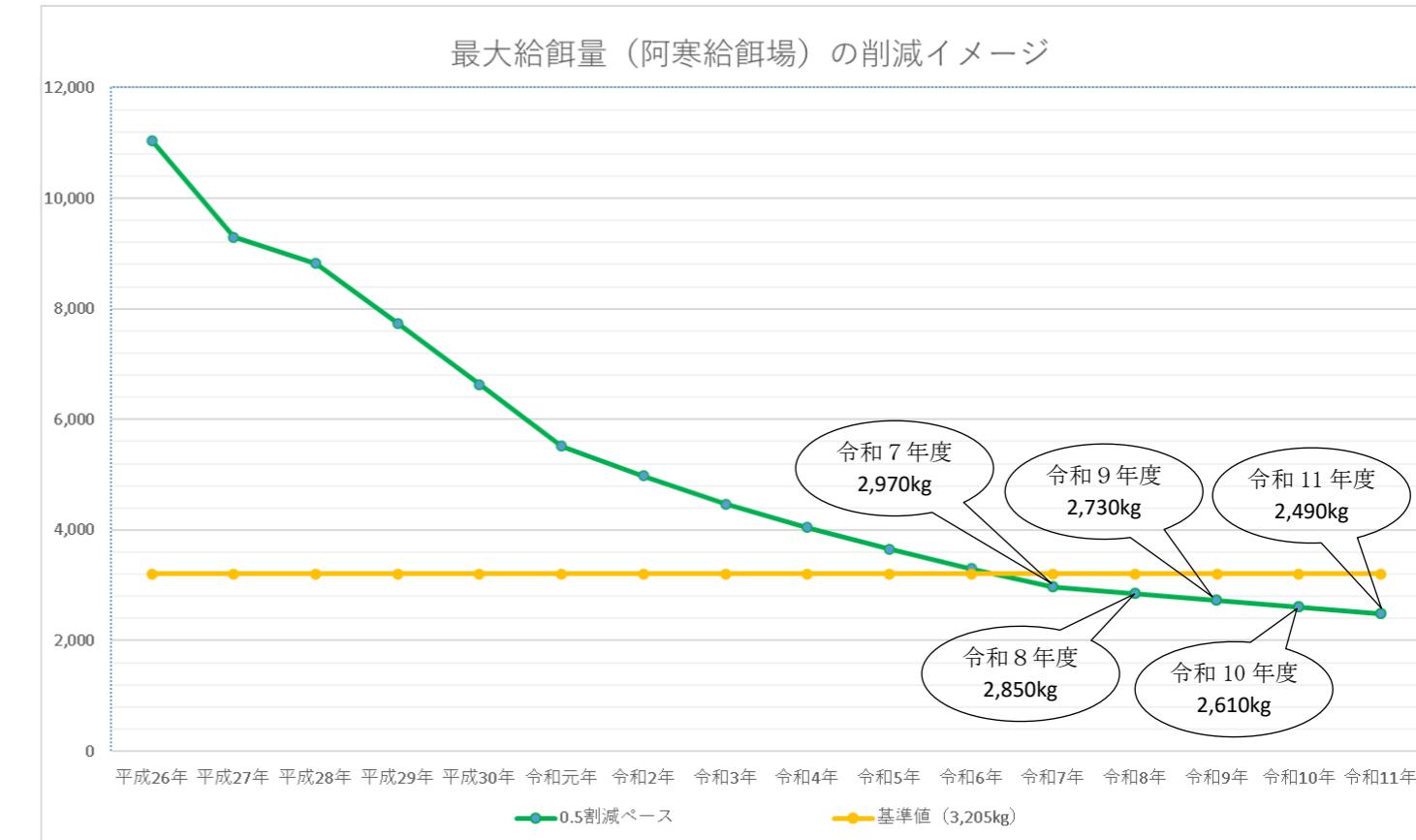


■阿寒給餌場における令和 7 年度以降の給餌量調整シミュレーション

(1) 年間最大給餌量の調整（前年度比 1 割削減）



(2) 年間最大給餌量の調整（前年度比 0.5 割削減）



(3) 給餌始期及び終期の縮減

	給餌量	11月				12月				1	
		上	中	下	月計	上	中	下	月計	上	中
令和元年度	給餌量	0	0	28	28	140	150	165	455	180	200
	飛來数	11	91	154	256	450	487	639	1576	671	726
令和2年度	給餌量	0	0	0	0	12	102	450	564	450	450
	飛來数	17	46	19	82	93	303	1431	1827	1521	1415
令和3年度	給餌量	0	0	0	0	3	42	255	300	300	435
	飛來数	0	21	40	61	65	165	1064	1294	1038	1093
令和4年度	給餌量	0	3	9	12	26	85	195	306	300	360
	飛來数	15	34	48	97	117	370	893	1380	1094	1252
令和5年度	給餌量	0	0	0	0	22	120	236	378	330	480
	飛來数	23	27	34	84	27	426	1195	1648	1155	1198
令和6年度	給餌量	0	0	0	0	70	110	244	424	330	465
	飛來数	38	111	94	243	40	541	830	1411	1384	1452
シミュレーション基準値 (6か年の平均)	0	1	6	7	46	102	258	405	315	398	
令和8年度					46	102	258	405	315	398	

*上旬／1日～10日、中旬／11日～20日、下旬／21日～末日

阿寒給餌場における令和7年度以降の給餌量削減等方針について

令和7年2月5日 鈎路市生涯学習部動物園
(担当:動物園ツル担当学芸専門員 吉野智生)

1. はじめに

阿寒給餌場では、環境省と協議の上、平成26年度給餌量を基準として平成27年度から5年間かけて1割ずつ削減し、令和2年度以降は前年度給餌量の1割を削減する方針で、タンチョウ給餌量の削減による給餌場におけるタンチョウの集中の緩和を目指してきた。

2. 令和6年度までの給餌量と飛来数の推移

	平成26年度 (基準年)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
最大給餌量 (kg)	11,040	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660	3,300
給餌実績(kg)	12,040	3,223	3,473	2,820	3,238	3,270	
飛来羽数 (日最大羽数 の合計)	21,591	9,551	10,995	8,573	9,474	9,642	
最大飛来羽数		193	187	130	147	139	
最大飛来日		1/31	1/30	1/22	2/7	12/27	
1羽あたり給 餌量	0.558	0.337	0.316	0.329	0.342	0.339	

- 令和元年度以降の給餌実績は平均3,200kgであり、最大給餌量を上回ったことはない
- 基準年から飛来数は大幅減少と見えるが、元々積雪開始時期や積雪量、気温などによって飛来数にばらつきがあり、また平成27年度以降の減少は魚の給餌を止めたためと考えられる
- ここ数年の飛来羽数に特に大きな変化はなく、日最大飛来羽数はやや減少傾向にあるように見えるが、阿寒川流域全体での生息数に変動は見られていない

3. 鈎路市における取組

(1) 河川から水汲み上げによるビオトープの整備

- 隣接する小河川からポンプで水を汲み上げ、ビオトープ内の池に流す
- ビオトープ内の池および水路の復活、餌となる水生生物の増加と凍らない水辺の提供

(2) ニオの設置

- 令和5年度より、ツルセンター敷地内で有志により八列トウキビを栽培し、収穫後に茎を利用してニオを作成
- 今のところ観光資源（過去の給餌方法の再現）としての意味合いで、補助的な扱い

(3) 分館の廃止

- ・老朽化のため、タンチョウ観察センター（1977年開設：元々の阿寒給餌場）を2024年度末で閉館予定
- ・数年前より、給餌場とビオトープの双方に餌を撒いており、2024年度から、ビオトープ側の給餌量を多めに設定

4. 阿寒給餌場における給餌量調整方針

- ・令和7年度の最大給餌量は、前年度1割削減の2,970kgとする
- ・この数量は、直近5年の平均給餌実績(3,205kg)を下回ることとなり、タンチョウやその周辺環境への影響が顕著になる可能性がある
- ・一方で給餌場の集中緩和を継続する必要があるため、令和8年以降の給餌量の削減は削減率の変更、または1年おきに削減など、影響を検証しつつ緩やかに進める
- ・給餌開始を12月から、終了を2月末までにすることを検討

5. その他

- ・上記は、気象状況やタンチョウの健康状態等により変更する可能性がある
- ・給餌場において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、令和5年度策定の「環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針」に沿って対応する

タンチョウとの共生に向けた普及啓発資料の作成

タンチョウの基本情報、飛来・定着に際し想定される課題とその対応、タンチョウ等との共生による地域振興の効果等を先行事例も交えながら視覚的に分かりやすくまとめた普及啓発用の冊子を作成する。令和6年度に作成した素案を踏まえて令和7年度中に配布を行う。

■対象

- ・タンチョウの道東からの生息地拡大、飛来増加が見込まれる道央・道北地域の地域住民
- ・特にタンチョウとの共生に協働で取り組むことが期待される自治体・ステークホルダー

■仕様

A4 サイズ、12 頁のパンフレット

■構成

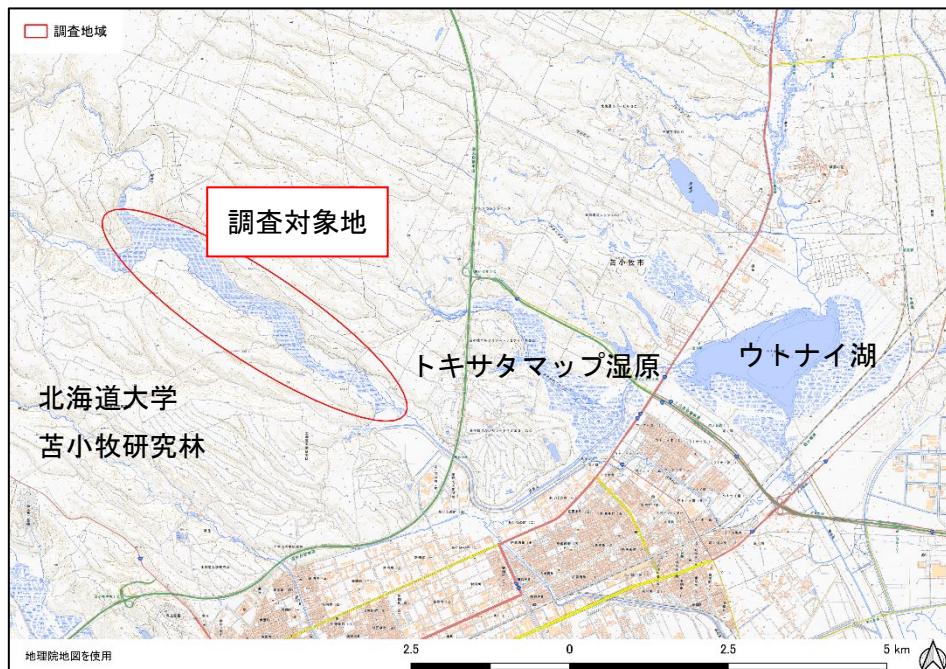
ページ	大項目	想定内容
表紙		
目次		
p. 1	北海道の鳥、身近になるタンチョウ	最新の分散・新規定着の状況を地図・イラストで整理
p. 2-3	タンチョウって、どんな鳥？	<ul style="list-style-type: none"> ・生活史（ヒナや成鳥の飛べない期間などを含む）、大きさ、食性、好む環境、見分け方等の基本情報
p. 4-5	タンチョウをとりまく状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故、鳥フル、人慣れ、越冬期の分散状況等、現在直面している危機、保護する法律の紹介 ・保護措置開始から分散促進までの取組状況等に関する年表 ・タンチョウ越冬分布調査の結果のグラフ
p. 6-7	すぐそばに飛来する、その前に	<ul style="list-style-type: none"> ・タンチョウとの共生のヒント（釧路地方での農業被害対策、むかわ町での見守り体制への対処法、長沼町での連携体制の取組について） ・餌やりと給餌について整理（行政と個人の給餌など）
p. 8-9	タンチョウとともに暮らす地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・共生のために必要な自然・社会環境を整理（繁殖・越冬それぞれの環境） ・他種での共生による好事例（環境教育での交流、ブランド米・酒、観察ツアーなど）
裏表紙	奥付	見かけた際の連絡先リスト →傷病個体発見の場合の対処法と連絡先

分散促進に向けた方策検討に資する情報整理

タンチョウの分散候補地として重要度が高い道央地域一か所について、タンチョウの生息地分散に必要となる自然環境・社会環境に係る情報収集及び調査を実施する。

■調査地

苫小牧市 勇払川上流部



■調査予定

○自然環境に係る調査

- ・河川管理者及び土地所有者等へのヒアリング及び情報収集等
- ・現地調査を年度内に 1 回実施

○社会環境に係る調査

- ・法的な規制状況に関する調査
- ・土地所有状況調査

■とりまとめ予定

- ・自然環境及び社会環境に係る調査結果を取りまとめ、今後求められる取組を考察。

農畜産被害対策に係る普及啓発

1. 浦幌町農業協同組合の広報誌への記事の投稿

農業被害が近年問題になりつつある浦幌町内において、浦幌町農業協同組合（以下「JA うらほろ」という。）に協力していただき、タンチョウの時期毎の生態、付き合い方やタンチョウの農畜産被害対策に関する知見などについて、JA うらほろの広報誌（くみあいだより）へA4で1頁程度の記事を令和7年6月から令和8年1月にかけて投稿する。具体的な投稿内容の例については別紙1を参照。

■記事の投稿内容（予定）

回	年月	投稿内容	
		タンチョウの生態・現状等	タンチョウの農業被害対策
1	令和7年6月	繁殖	畑作編 追い払いを基本
2	令和7年7月	換羽	畑作編 追い払いのコツ・注意点1(早期に)
3	令和7年8月	ヒナの飛翔	畑作編 追い払いのコツ・注意点2(能動的に)
4	令和7年9月	年齢の見分け方	畑作編 追い払いのコツ・注意点3(注意点)
5	令和7年10月	餌資源	畜産編 牛舎への侵入抑制
6	令和7年11月	給餌場へ移動	畜産編 サイレージの管理
7	令和7年12月	越冬	畜産編 たい肥の管理
8	令和8年1月	分散の必要性	総論 人と野生動物の距離

2. 池田町における研修会の開催（予定）

池田町においても農業被害が近年問題になりつつあり、町役場と連携して農業者向けにタンチョウの時期毎の生態、付き合い方やタンチョウの農畜産被害対策に関する知見などに関する研修会を12月10日に開催予定。



令和7年度 JAうらほろ役員相談研修

発行／浦幌町農業協同組合 〒089-5695 北海道十勝郡浦幌町字新町15-1 ☎015-576-4011
Home Page <http://ja-urahoro.com> Email info@ja-urahoro.com

タンチヨウの農業被害対策について（環境省 北海道地方環境事務所）

第3回 生態・現状等と農業被害対策

環境省 北海道地方環境事務所です。今月も 観察して放鳥しています。足環をつけた個体 タンチヨウの生態や農業被害の対策等について見かけたら是非情報をお寄せください。連絡 てご紹介していきます。

◆タンチヨウの生態・現状等 【ヒナの飛翔】

足環による標識

この時期、繁殖が順調に進んだつがいで、ヒナは生後3か月程度になり、体は親より一回り大きいくらいにまで成長していきます。生まれたあつても、次第にタンチヨウが慣れてしまい、幼 ときには全身が茶色でしたが、翼には少しづつ果が薄れてしまうことがあります。

親と同じ白い羽が混じり始めています。（写真①）

親と一緒に飛翔距離が長くなるにつれて、ヒナは親と一緒に歩き添わ り、やがて親と一緒に飛んで移動できるようになります。これは、タンチヨウが飛翔を促します。（写真②）

最初のうちは少し体が浮く程度ですが、徐々に飛翔距離が長くなり、やがて親と一緒に飛んで移動できるようになります。これにより家族の行動圏は格段に広がります。

環境省では、タンチヨウの行動や移動・分散の経路を把握するため、生後2か月程度の飛べないヒナを捕獲し、3柄の番号が書かれた足環

を装着して放鳥しています。足環をつけた個体を見かけたら是非情報をお寄せください。連絡してご紹介していきます。

◆タンチヨウの農業被害対策 【耕作鶴】

煙での鳥獣の食害対策として様々な製品が販売されていますが、「かかし」の様に烟に据え置くタイプの製品は、はじめのうちは効果があるといわれていますが、時間が経つと効果が薄れてしまうことがあります。

煙での鳥獣の食害対策として様々な製品が販売されていますが、「かかし」の様に烟に据え置くタイプの製品は、はじめのうちは効果があるといわれていますが、時間が経つと効果が薄れてしまうことがあります。

煙での鳥獣の食害対策として様々な製品が販売されていますが、「かかし」の様に烟に据え置くタイプの製品は、はじめのうちは効果があるといわれていますが、時間が経つと効果が薄れてしまうことがあります。

写真① 8月の家族

写真②親がヒナの羽ばたきを促す様子

足環（標識）をつけたタンチヨウを見かけたら・・・
連絡先：特定非営利活動法人、タンチヨウ保護研究グループ
E-mail : tancho1213@gmail.com

QRコード
QRコード
QRコード
QRコード

令和7年度 道北・道央におけるタンチョウ繁殖状況調査

1. 目的及び結果概要

道北及び道央におけるタンチョウの繁殖状況及び生息状況の把握を目的として、ドローンを活用した繁殖状況調査、ヒアリング調査を実施したもの。

令和7年度の繁殖期の道北・道央における確認つがい数は計15ペア、ヒナ数は9羽となった。

※令和6年度の道北・道央における確認つがい数は28ペア、ヒナ数は15羽。

2. 事業内容

(1) 道北地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

タンチョウの繁殖が確認されている浜頓別町、猿払村、枝幸町を対象にドローンによる繁殖状況調査及び補完のためのヒアリング調査を合わせて実施した。同調査の結果、令和7年度の確認つがい数は6ペア、確認ヒナ数は2羽となった。詳細は、表1のとおり。

表1：令和7年度の道北地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数	確認ヒナ数
浜頓別町	3	2
猿払村	3	0
枝幸町	0	0
合 計	6	2

※9月30日時点での暫定版であり、今後の目撃情報等により変化する可能性がある。

※市町村は、巣または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

表2：道北地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果の経年変化

	確認つがい数						確認ヒナ数					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R2	R3	R4	R5	R6	R7
稚内市	1	1	1	1	2	-	0	0	0	0	0	-
豊富町	7	8	10	6	12	-	2	3	3	1	2	-
幌延町	0	0	1	5	0	-	0	0	1	0	0	-
浜頓別町	1	3	3	3	3	3	1	1	2	不明	3*	2
猿払村	6	3	3	2	3	3	1	0	2	1	1	0
枝幸町	1	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0
合 計	16	16	19	17	20	6	6	5	8	2	6	2

※上述の確認つがい数は、把握できた最大数であり重複カウントしている可能性がある。

なお、繁殖つがいのほか、「2羽が一緒に行動していた場合」もつがいとみなした。

※市町村は、巣または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

※令和7年度調査では稚内市、豊富市及び幌延町の調査は行っていない。

*一羽のヒナは孵化後1.5ヶ月程度と推測される。

(2) 道央地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

ドローンによる調査は効率化や従来にはない視点からの知見取得などの効果がある。特に人が容易に入れない湿原奥地の繁殖状況を確認できるなど有効である。また、ドローン調査にともなうタンチョウの生息への配慮事項、精度・効率向上に向けた技術的知見の集積も行い、ドローン調査とヒアリング調査を組み合わせることで一定の精度を担保する手法が確立され、道央地域のタンチョウ繁殖状況把握にも成功している。

今回、これらのドローンを用いた繁殖状況調査の結果と補完のためのヒアリング調査等の情報を集約し、道央地域のタンチョウの繁殖状況の把握に努めた。

令和7年度道央全体での確認つがい数は9ペア、確認ヒナ数は7羽となった。

表3：令和7年度の道央地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数	確認ヒナ数
苫小牧市	3	4
千歳市	0	0
北広島市・恵庭市	1	1
長沼町	1	1
厚真町	2	1
むかわ町	0	0
平取町	1	0
えりも町	1	0
合 計	9	7

※9月30日時点での暫定版であり、今後の目撃情報等により変化する可能性がある。

※市町村は、巣又は春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

表4：道央地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果の経年変化

	確認つがい数						確認ヒナ数					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R2	R3	R4	R5	R6	R7
苫小牧市	1	1	1	2	3	3	1	0	0	2	3	4
千歳市	1	1	1	1	1	0	2	1	2	2	1	0
北広島市・恵庭市	-	-	0	1	1	1	-	-	0	0	0	1
長沼町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
厚真町	0	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	1
むかわ町	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
平取町	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	0	0
えりも町	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	0
合 計	5	5	5	7	8	9	6	5	3	8	9	7

※令和7年度のデータについては9月30日時点での暫定版であり、今後の目撃情報等により変化する可能性がある。

※市町村は、巣又は春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

令和6年度保護林巡視実施状況及び令和7年度実施予定

北海道森林管理局

1 令和6年度の実施状況

別寒辺牛及び野付生物群集保護林等の巡視を実施

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

職員による巡視：延日数24日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

職員による巡視：延日数17日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

2 令和7年度の実施予定

令和6年度に引き続き、職員による生物群集保護林等巡視を予定

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

令和6（2024）年度タンチョウ保護増殖事業報告

釧路市動物園

1. 令和6（2024）年度飼育増殖・保護生存個体（令和7（2025）年3月31日現在33羽（♂20♀15：
赤字は野生由来）、各表のカッコの数字は孵化年（含推定）

動物園 保護増殖センター 7羽

ケージ	♂	♀	不明
No. 2B	コウ（13or14）	アミ（16）	250506 (25)
No. 3	アオイ		
No. 4	ウミ（22）		
No. 7	O 1 9 (05) †	エムタツ (02)	

♂ 4羽 ♀ 2羽 不明 1羽

阿寒国際ツルセンター 7羽

ケージ	♂	♀
マナツル横		ヒナタ（22）
東		ムック（02）
西	アサヒ（90）	ソラ（<05）*
南西		ルビー（20）
南東2	タカオ（18）	
南東1		ピコ（15）

♂ 2羽 ♀ 4羽

動物園 治療棟 1羽

	♂	♀
No. 5	モモ（17）	
No. 6		

♂ 1羽

動物園 ツル舎 6羽

	♂	♀
No. 1		240512 (23)
No. 2	クロノスケ(<16)	
No. 3	松千代（18）	
No. 4	3 1 9 (17)	
No. 5	ルミ（17）	
No. 6	ラプロス（24）	

♂ 5羽

♀ 1羽

* 野生飛び込み個体

† 卵で保護

‡ 飼育生まれ、放野後、保護収容

丹頂鶴自然公園 17羽

ケージ	♂	♀
No. 1	ケマ（95）	
No. 2-1	タウ（95）	ドウエムコ（10）
No. 2-2	タカアキ（99）	
No. 3-1		
No. 3-2	クー（14）	タカミ（15）
No. 4-1		
No. 4-2	エク（10）†	
No. 5	コウタ（16）	ショウ子（94）
No. 6	O 1 6 (05) *	エムコ（93）
No. 7	中チャンベツ（04）	ノギク（13?）*
No. 8-1	ドウム（20）	ウタ（22）
8-2		
8-3		
8-4		
8-5		ナナツ（13）
8-6		

♂ 9羽

♀ 7羽

繁殖貸与個体

施設	♂	♀
台北市立動物園	ビッグ(02)	キカ(05)
札幌市円山動物園	十兵衛(98)	
旭川市旭山動物園	コウセイ(<15)	

2. 繁殖実績等

- 1) 飼育個体産卵数 : 13 個
- 2) 飼育個体産卵閑与雌数 : 9 羽 (7つがいと単独♀2羽)
- 3) 飼育個体有精卵数 : 4 個 (3つがい)
- 4) 孵化数 : 2 羽

3. 保護実績

標本管理業務報告書参照のこと

4. 阿寒における保護事業

- 1) タンチョウ給餌事業 (令和6(2024)年11月15日～令和7(2025)年3月12日)
 - ・ トウモロコシ給餌量 : 3,280 kg
 - ・ 11月1日より飛来数に応じてトウモロコシ3-45 kgを早朝に給餌した。1日の最大飛来数は172羽(1月3日)で、給餌期間中の日最大飛来数の合計は10,303羽で、昨年より9%増加した(昨年は9,441羽)。
- 2) ねぐら監視事業
 - ・ 期間 : 令和6(2024)年12月1日～令和7(2025)年3月12日
 - ・ 内容 : 釧路市教育委員会から釧路市タンチョウ鶴愛護会へ委託し、監視人が毎朝、ねぐら河川を巡視し、ねぐらの利用状況を確認するとともに、ねぐらに近づくカメラマン等に注意をした。今年は特に異常は確認されなかった

5. 高病原性鳥インフルエンザ予防への対応

- 1) 釧路市動物園の高病原性鳥インフルエンザ予防マニュアルに基づき対応した。施設出入り口では消石灰の踏込槽を設置し、防除を行った。
- 2) 給餌場での発生時対応として、環境省および関係機関と協議し、定めた対応方針に沿って対応することとしている。

6. 調査研究

1) 放鳥タンチョウの追跡調査を行っている

令和7（2025）年3月時点で生存中と見られる個体の状況

標識番号	飼育/保護	性別	生年	放鳥年	現在の状況
K07	飼育	♂	2004	2005	K09とつがい。ヒナ2羽
K08	飼育	♂	2004	2005	つがい
K09	飼育	♀	2004	2005	K07とつがい。ヒナ2羽
082	飼育	♀	2008	2009	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
142	飼育	♂	2010	2011	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
147	飼育	♀	2011	2011	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
234	飼育	♂	2014	2014	つがい
260	飼育	♂	2015	2015	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
293	飼育	♀	2017	2017	つがい
K18	保護	♀	2001	2004	つがい。
066	保護	♂	-	2007	つがい
130	保護	♀	-	2010	つがい。繁殖失敗
184	保護	♀	2012	2012	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
185	保護	♀	2012	2012	つがい。
366	保護	♀		2020	つがい。ヒナ1羽繁殖成功
446	保護	不明		2023	単独
452	保護	不明		2023	つがい
500	保護	不明		2024	

- 2) 保管している試料を活用して、日本大学、長崎大学、酪農学園大学、帯広畜産大学と共に研究を行っている。また、国立環境研究所に試料を提供している。
- 3) 北海道が実施するタンチョウ越冬分布調査の釧路市分取りまとめやNPO法人タンチョウ保護研究グループが行う各種調査への参加協力を行っている。

7. 教育普及

- 1) 丹頂鶴自然公園および阿寒国際ツルセンターにて、ガイドおよび講座等イベント開催を実施した
- 2) 市内養護学校等にてタンチョウに関する出前講座を実施
- 3) 傷病鳥の展示を釧路市動物園で行い、定期的に野生タンチョウの現状や傷病保護に関するガイド、SNSによる発信などを行った。

令和 7 年度タンチョウ保護増殖事業計画

釧路市動物園

1. 飼育増殖事業

- ・ 北海道個体群の生息域外保全の拠点として、創設飼育群の設立と維持を目指して、今後も繁殖率の向上やペアの組み換えなども考慮し、遺伝的多様性の保たれた繁殖つがいの形成に努力する。

2. 保護収容事業

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ予防については、基本的に消石灰散布、消毒槽設置と動線を分ける等の対応により実施予定。発生時の対応については動物園マニュアルに準じる。
- ・ 阿寒給餌場におけるタンチョウの鳥インフルエンザ発生時には、環境省、関係部署および給餌人と調整し、令和 5 年度に定めた方針により対応予定。
- ・ 治療を要する傷病個体については、可能な限り動物園において治療し、野外復帰可能な個体は放鳥を検討。しかし、復帰不能な個体や野外での生育に適さない個体は動物園や丹頂鶴自然公園等にて飼育し、繁殖をめざす。
- ・ 飼育ケージには十分な余裕がなく、治療施設も不足しており、傷病個体をすべて受け入れることはできない状況になっており、重篤な個体が搬入されることが多い。
- ・ 骨折による義足のツルの増加など、長期飼育となっている個体が増加している。
- ・ 地方自治体単独での保護収容事業継続は困難であり、国で施設整備・管理を図るよう要望している。

3. 越冬地（阿寒）における給餌および監視事業

- 1) 給餌 令和 7 年 11 月 15 日～令和 8 年 3 月 12 日に実施予定。
- 2) 監視 令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 3 月 12 日に実施予定

4. 調査研究事業

- 1) 放鳥タンチョウの追跡調査
- 2) 保管している試料を利用して、大学等と共同研究を行う。また、依頼に応じて、大学等研究機関に提供する
- 3) 各種調査への参加協力

5. 教育普及事業

- ・動物園、ツル公園、ツルセンターにおいて、また外部を含めガイド、展示、講演、講座等の教育普及活動を行う。

タンチョウの交通事故防止のためのPR動画を製作しました。

釧路市動物園



公益財団法人
JAC環境動物保護財団
JAC Environmental & Animal Protection Foundation



Safety Drive!
タンチョウを守ろう!

これらの動画は、(公財)JAC環境動物保護財団から助成を頂いて、制作しました。

最近、保護収容されるタンチョウの4割は、交通事故によるものです。タンチョウの交通事故を減らすためには、事故防止のためのポイントを多くのドライバーに知ってもらうのが最も効果的、というわけで、啓発のための動画を製作しました。動画では、タンチョウが道路を渡る様子(車が近づいても飛んで逃げない!)の紹介に加え、餌付けが事故を誘発する可能性があることにも触れています。また、短編(2分)は、日本語Ver.に加え、英語版、繁体字版も作成しました。

短編 英語Ver.



放映時間: 2分
ナレーション: 英語
キャプション: 英語
協力:
国際基督教大学
Janet Borland先生
伊藤遙香

短編 日本語Ver.



放映時間: 2分
ナレーション: 日本語
キャプション: 日本語
事故を防ぐための要点を簡潔にまとめた、SNS掲載用の動画です。

短編 繁体字Ver.



放映時間: 2分
ナレーション: 日本語
キャプション: 繁体字
協力: 張東君
(台北野生動物保育基金)

★QRコードを読み込むと、YouTube「まいにちタンチョウレスキュー@釧路市動物園」に飛んで、それぞれの動画が流れます。



中編



放映時間: 6分
ナレーション: 日本語
キャプション: 日本語
近年の野生のタンチョウの現状や、交通事故にあったタンチョウのヒナ「ビリカ」の治療の様子にも触れた動画です。
音声が聞こえづらい場所での放映にも耐える、キャプションを充実させたバージョンです。

この動画は、釧路運転免許試験場でも時々放映されています。免許の取得や更新の際の待ち時間に、ぜひご覧ください!

長編



放映時間: 8分
ナレーション: 日本語
キャプション: 日本語
中編の内容に加え、釧路市動物園のタンチョウの保護活動にも触れていています。



ぜひ、皆さん、
協力して下さい！



今後、様々な関係機関の協力を得ながら、この動画を活用した普及啓発活動を展開していく予定です。ぜひ皆さんも、リポストなどでのご協力、よろしくお願いします。

これらの動画はデータでの提供が可能です。放映可能なモニター等をお持ちの施設の皆様はぜひお知らせ下さい。SNS、HP、イベント等での普及啓発にもお使い頂けます。

→ 釧路市動物園 飯間 (hiroko.iima@city.Kushiro.lg.jp) までご連絡下さい。

令和6年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告】

1. 鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議の取組

【目的・経緯】

タンチョウ鶴居モデル（鶴居村におけるタンチョウと地域との共生の目指すべき姿と、その実現に向けた村独自の取組）を構築し、実現に向けた取組が速やかに且つ継続的に実施される道筋をつけるとともに地域住民に普及啓発する目的で、平成30年6月に村条例のもと会議体を発足。大石会長（鶴居村長）はじめ保護関係者、農業関係者、観光関係者など計19名で組織。事務局は鶴居村教育委員会。

【令和6年度の取組】

全体会議を1回開催し、令和6年度以降の重要課題を共有。重要課題については、3部会（保護のあり方、農業との共生、地域振興兼地域住民のかかわり）ごとに協議

- ・保護のあり方部会…適正な給餌手法について
- ・農業との共生部会…農業者と保護関係者の協力体制構築、効果的な食害防止対策の検討・実践他
- ・地域振興兼地域住民のかかわり部会…タンチョウ観察地の環境整備、観察ルールの策定・普及他

2. 鳥インフルエンザ対策

環境省の指導のもと、適切に実施予定。

3. タンチョウ再発見から100年事業（教育委員会事業）

日本郵政制作の記念切手デザインに協力（12月に発行）、タンチョウ再発見から100年の軌跡を巡るツアー実施（10月14日）、フォーラム開催（2月8日）。

4. マナー啓発（教育委員会事業）

鶴見台での来訪者対応、ガイドブック増刷及び英語版データ制作。

5. 越冬期の調査事業（教育委員会事業）

鶴見台における定時カウント、雪裡地区のねぐら利用状況調査、不凍水域の把握及びタンチョウの利用状況調査を実施。

6. タンチョウによる食害防止対策（鶴居村野生鳥獣被害対策協議会事業）

酪農地帯に居残る個体の多い地域において、デントコーン播種時期（5～6月）の追い払いを実施。

7. 給餌事業（環境省事業）

環境省からの委託業務として、適切に実施。

8. タンチョウ越冬分布調査（北海道事業に協力）

住民に参加を呼びかけ、村内各所に調査員を配置し、実施。

令和7年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告・予定】

1. 鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議の取組

全体会議を1回開催予定。3部会（保護のあり方、農業との共生、地域振興兼地域住民のかかわり）ごとに1～2回協議を予定。

- ・保護のあり方部会…適正な給餌手法について
- ・農業との共生部会…農業者と保護関係者の協力体制構築、効果的な食害防止対策の検討・実践他
- ・地域振興兼地域住民のかかわり部会…タンチョウ観察地の環境整備、観察ルールの策定・普及他

2. 鳥インフルエンザ対策

環境省の指導のもと、適切に実施予定。

3. マナー啓発（教育委員会事業）

音羽橋におけるマナー啓発、鶴見台での来訪者対応を実施または実施予定。

4. 越冬期の調査事業（教育委員会事業）

鶴見台における定時カウント、雪裡地区のねぐら利用状況調査を実施予定。

5. タンチョウによる食害防止対策（鶴居村野生鳥獣被害対策協議会事業）

酪農地帯に居残る個体の多い地域において、デントコーン播種時期（5～6月）の追い払いを実施。

6. 給餌事業（環境省事業）

環境省からの委託業務として、適切に実施予定。

7. タンチョウ越冬分布調査（北海道事業に協力）

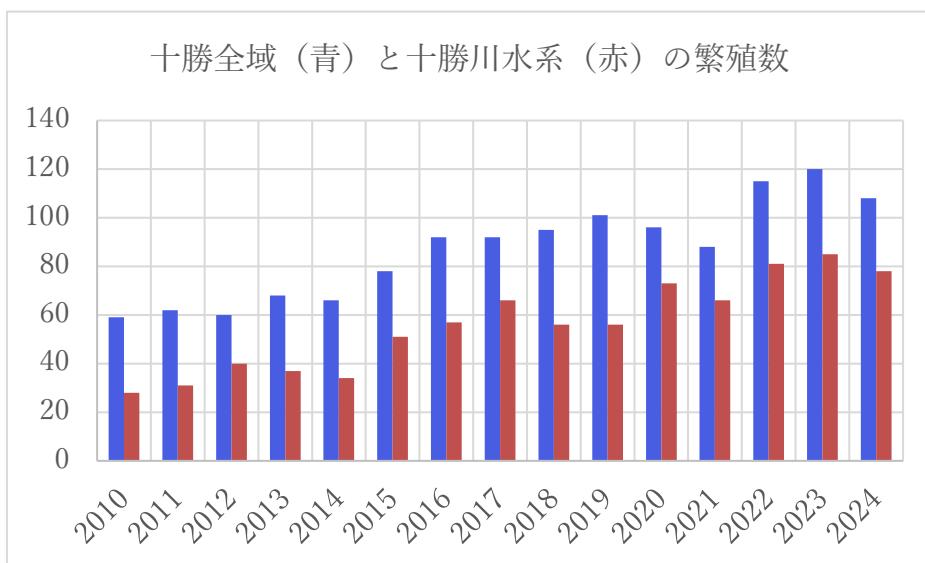
住民に参加を呼びかけ、村内各所に調査員を配置し、実施予定。

タンチョウ保護研究グループ 2024 年度 活動報告

★調査研究活動 <タンチョウ生息状況調査>

・繁殖状況調査

十勝地方において、セスナ機による飛行調査とドローンを併用した地上調査の結果。このうち十勝川流域の多くは北海道開発局池田河川事務所の事業の中で行っている。前後の地上調査等の情報を含めた 2024 年の営巣数は 105、さらに標識調査の準備等の際に追加で確認したものも加えると十勝地方の繁殖つがい数は 112 となり、前年とほぼ変わりなかった。



・総数調査

2025 年 1 月 11 日に釧路市内の「わっと」でカウント調査の勉強会を実施した。一斉のカウント調査の実施は 1 月 17 日—2 月 1 日、調査地は日程順に、音別・白糠、阿寒（2 日間）、十勝東部・日高西部、十勝西南部・日高東部、中茶安別、標茶、鶴居（2 日間）、浜中・根室南部、浜中・根室中部、根室北部・網走地方中部、根室北部、弟子屈ほかだった。また、同期間に十勝地方で補足調査を含めた複数日調査を行った。参加者は昨年より多い 73 名、のべ 198 人だった。

<タンチョウ標識調査>

2025 年の捕獲・標識調査は 6 月 20 日より 7 月 19 日までの計 13 日間実施した。調査には 61 名、のべ 172 人が参加し、24 羽のヒナに捕獲・標識放鳥した。ヒナを捕獲した際に採取した血液と糞を、RCC メンバーである酪農学園大学の寺岡研究室で、性別判定、遺伝子系統の分析、餌内容把握のための資料としている。

<大陸と北海道とのタンチョウの遺伝子解析>

大陸個体群と北海道個体群の遺伝子組成を比較するための事業。北海道各地で収集したタンチョウの羽から抽出されたDNAと、標識調査の際や収容個体などから採取したサンプルなどを使い、酪農学園大学の寺岡教授が分析されている。今年度は道東・オホーツク地域で捕獲・標識したタンチョウのヒナと保護収容個体の一部等の遺伝子型を解析した。この結果については *Animals* 2024, 14(11), 1633 に Possible Shifts in the Genetic Diversity of Red-crowned Cranes (*Grus japonensis*) in Hokkaido, Japan: Indications of Continental Gene Flow : Wenjing Dong, Kai Tomita, Akira Sawada, Makoto Hasebe, Masako Inoue, Kunikazu Momose, Tatsuro Nakamura, Hiroki Teraoka *、及び Tancho52 号（大陸由来のタンチョウ遺伝子はすでに北海道集団に広がり始めている：酪農学園大学獣医学群 寺岡 宏樹）で報告した。

<鳥インフルエンザ監視活動>

今シーズンは10月後半に鳥インフルエンザに感染死したタンチョウが確認され、感染の拡大が危ぶまれたため、昨年同様、周辺地域の巡回監視を強化したほか、日頃タンチョウの情報交換等で協力関係にある団体・個人に、鳥インフルエンザ監視巡回の協力を依頼した。また、大規模給餌場近くのねぐらに監視カメラ設置し、3月末まで連日カメラ画像による監視を続けた。カメラによる監視地区は、釧路市中音別の音別川、釧路市阿寒町の阿寒川と舌辛川、標茶町の釧路川である。12月以降、タンチョウの鳥インフルエンザ感染は確認されなかった。

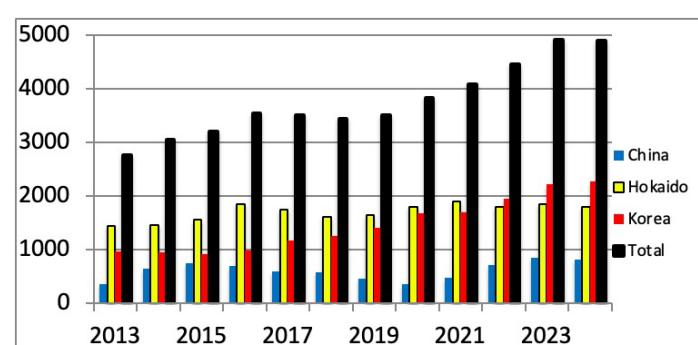


<中標津俵橋湿原ゆめプロジェクト>

今年度もニオを作るためのデントコーンを中司牧場の畑から提供していただき、旧来型のニオを作成し、監視カメラにより監視した。同時に、トウモロコシの茎で囲わずに金属杭のみで餌バケツを囲った新型のニオを設置した。この新型のニオはシカによる盗食を防止することを意図し、金属杭の幅はツルの頭の幅にしてシカの頭が入らないようにしてある。今シーズンは少なくとも3つがい・家族がニオに来ていることを確認できた。トウモロコシの茎を使った旧来型のニオには設置後すぐにシカが付いてしまったため、新型のニオには積雪後にはタンチョウの利用が確認されている。

<国際タンチョウネットワークの活動への参加・協力>

国際タンチョウネットワーク(IRCN)の活動に協力し、海外に生息するタンチョウほかその他ツル類の生息状況についての情報を収集した。IRCNによる2023-24年冬の集計結果は前年とほぼ変わらない5000羽弱だった (Results of the International Red-crowned Crane Censuses in Winter 2023/2024 : Y.S. Momose, K. Lee, K. Momose, F. Qian 2025, CWGE Newsletter, #19, 2025 : 89-90)。



令和6年度(10-3月)及び令和7年度(4-9月)の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】

1. 越冬環境の保全

1) 冬期自然採食地

タンチョウの越冬期の自然採食を促すため、これまでに鶴居村内に造成した自然採食地(17か所)において、以下の取組を行った

- ・令和6年度:維持管理1か所、餌資源量増加を目指した環境整備1か所でタイマーカメラによる利用状況調査、餌資源量調査を実施した。
- ・令和7年度:首都圏の大学生ボランティアと餌資源量増加を目指した環境整備を1か所で実施した。



JALのCSR活動による採食地整備



タイマーカメラによる利用状況調査

2) 給餌事業(環境省事業)をサンクチュアリ給餌場において以下の通り実施した。

- ・令和6年度:12/6から3/12まで実施。1日の最大飛来数は238羽だった。

2. 繁殖環境の保全

1) 道東圏

法律による保護指定のないタンチョウの生息地を買取や協定で独自の保護区として設置した「野鳥保護区」(令和7年9月現在23か所計2,799.8ha。31つがいが利用)及び近接地において、以下の案件に対応した。

・令和7年度:

- ① 10年毎の定期調査となる繁殖状況調査を行った。
- ② 根室市の「渡邊野鳥保護区フレシマ」を自然共生サイトとして適切に管理した。
- ③ 国道44号での橋の架替工事に伴い、地元関係者との意見交換会に出席し、タンチョウの繁殖に影響のないよう、協議を継続した。



繁殖状況調査(藤田野鳥保護区酪陽)



繁殖状況調査(村田野鳥保護区風蓮川)

2)道央圏

- ・令和6年度及び令和7年度

勇払原野を中心に関係者と連携し生息情報を収集するとともに、厚真町の繁殖地近接地での大規模風力発電計画に対応した。

4. 普及活動

タンチョウの生態や保護活動等について伝えるため、以下の取組を行った。

- ・令和6年度:標茶高校生によるタンチョウガイドプログラム(5回計23時間)を実施した。ネイチャーセンターでは開館期(10~3月)の来館者に対応した(年間では過去最多の7,964人で、うち海外からは約2,000人)。
- ・令和7年度:鶴居村内の小学校の総合学習に対応した。また釧路空港イベント「そらの日」へのブース出展や旭山動物園のイベントでタンチョウについて解説した。第30回タンチョウイラスト展は道東の自然系施設10か所で巡回した。



インバウンド対応



標茶高タンチョウガイド

令和7年度(10~3月) 日本野鳥の会のタンチョウ保護の主な取組【計画】

1. 越冬環境の保全

- ①冬期自然採食地1か所の環境管理を企業のCSR活動で維持管理し、タイマーカメラ等で利用状況調査を実施予定。
- ②給餌事業(環境省事業)は例年通り実施予定。給餌量や方法については関係者と要調整。

2. 繁殖環境の保全

前年度と同様に、関係者と連携し、保護区の繁殖地近接地における工事等に対応するほか、「渡邊野鳥保護区フレシマ」を自然共生サイトとして適切に管理し、法制度への移行準備を進める。

3. 普及活動

前年度と同様に小・中・高校生へのプログラム、ほか各種イベント及び開館期のネイチャーセンター来訪者にタンチョウの生態や保護活動等について伝える。

以上

令和7年度 長沼町「タンチョウも住めるまちづくり」

1 令和7年度タンチョウも住めるまちづくりの主な取組

1.1 取組体制

これまで長沼町の舞鶴遊水地を中心に取り組まれてきた「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」は、石狩川流域におけるタンチョウの飛来増加・繁殖といった背景を踏まえ、令和6年12月に、千歳川流域を軸とした石狩川流域を対象とする「タンチョウと共に存できる流域づくり協議会」に発展改組した。同協議会は、令和7年10月現在、学識者、北広島市、長沼町、関係行政機関で構成されている。

同協議会に設置された、「生息環境専門部会」と「長沼町タンチョウも住めるまちづくり専門部会」のもとで、取組を推進している。

1.2 アライグマ防除

長沼町は、赤坂猛先生や池田透先生のご助言・ご協力をいただきながら、平成30年度から舞鶴遊水地内にアライグマ捕獲用のわなを設置している。昨年度から引き続き、環境省の特定外来生物防除等対策事業を活用してわなの設置を行い、今年度は9月末日時点で4頭捕獲した。また、今年度に初めて、同事業を活用して舞鶴遊水地及び周辺での集中捕獲を業者に委託して実施し、6月10日～30日にかけて、38頭を捕獲した。

1.3 大阪・関西万博での情報発信

令和7年9月19日～23日にかけて、大阪・関西万博において環境省により開催された企画展示「2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて」に参加し、「長沼町タンチョウも住めるまちづくり」の取組について、パネル展示等を通じた情報発信を行った。



1.4 日本航空・イオン北海道による環境学習プログラムの開催

日本航空(株)、イオン北海道(株)の共催により、舞鶴遊水地等の生態系と直接ふれあう体験活動等を通じて生物多様性について学ぶ「エコハーモニープログラム」が、地域の小学生を対象として、令和7年度に初めて開催された。6月29日、9月13日、10月18日に計3回のプロ

グラムが開催された。



第1回プログラム：「タンチョウを守るポスターを作つてみよう！」（写真左）

第2回プログラム：「遊水地での生き物探し体験」（写真右）

2 タンチョウの繁殖の状況

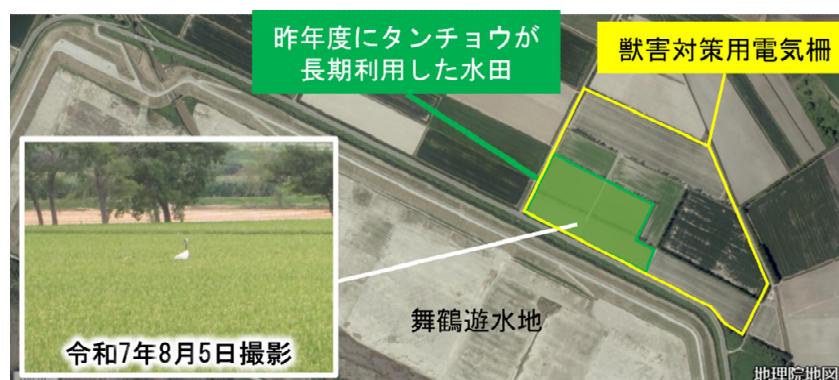
2.1 今年の繁殖状況

舞鶴遊水地では令和2年度に空知管内では100年以上ぶり、人工湿地では世界初となるタンチョウのヒナの誕生が確認されて以来、令和7年度も6年連続でヒナが誕生した。今年度は2羽のヒナが生まれ、1羽のヒナが順調に成長している。

2.2 ヒナの飛翔前の遊水地外への移動

昨年度に、ヒナが飛翔するようになる前（6月下旬）に親子4羽が歩いて遊水地外へ移動し、約2か月間、獣害対策用電気柵内の水田を長期利用した。今年度は、タンチョウの遊水地外への移動を防止するために、周囲堤上へバリケードを設置したものの、7月下旬以降、親子3羽が歩いて遊水地外へ移動し、昨年度と同じ水田の利用が確認された。

正富宏之氏や正富欣之氏へ相談を行い、「舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会」や「長沼タンチョウ・ガイドの会」の協力を得て、8月に水田から遊水地への誘導を試みた。当日は、正富欣之氏の監督のもと、電気柵内に入つてタンチョウに軽いプレッシャーを与え、ゆっくりと移動を促し、遊水地まで移動させた。



出典：国土地理院撮影の空中写真（平成27年撮影）をもとに作成

令和 7 年度 ネイチャー研究会 in むかわ・むかわタンチョウ見守り隊 活動報告

令和 7 年 11 月 5 日

タンチョウ見守り活動

営巣からヒナが飛べるようになるまでの見守り活動

- ・「観察者の近づき過ぎや長時間観察の防止」や「車内からの観察のお願い」等
- ・営巣場所は非公開
- ・公道や民家周辺に現れたら見守り活動を本格化
- ・会員および隊員グループの SNS でリアルタイムに情報(状況)を共有

* ドローンでの調査を実施【協力：一般社団法人タンチョウ研究所】

就巣～孵化後 2 カ月程度：繁殖中のタンチョウに与える影響を抑えるため

むかわ町の広報誌「広報むかわ」に“むかわのタンチョウを守るために”を毎月掲載

2016 年 4 月より毎月連載 ～今年の 11 月で 115 号～

営巣地周辺のゴミ拾い(6 月)

2017 年より毎年実施

巣の地上調査（7 月）【共同調査：一般社団法人タンチョウ研究所】

2018 年より毎年実施

- ・巣材や大きさ、周辺の環境・植生を記録



むかわタンチョウ子ども研修会（8月）

2022年から実施（2024年は悪天候により中止）

- ・タンチョウについての解説
- ・現地で直接タンチョウを観察



日高・道央圏タンチョウ一斉調査（10月）

2020年から毎年実施

- ・今年の調査範囲は、新ひだか町～北広島市・美唄市
- ・毎年15～20名程度が参加
- ・成鳥と幼鳥は確実に区別して記録し、亜成鳥も可能な限り判別
- ・確認場所、時刻、群構成、および、外観的特徴等から別個体と判定された羽数を合計

リーフレット「タンチョウが好きなあなたへ」の作成（2月予定）

2016年から作成

- ・写真の変更
- ・今年の状況を追記
- ・見守り活動時に説明資料として配布
- ・タンチョウが飛来する地域の住民や役場に配布

むかわタンチョウ見守り隊研修会（3月予定）

2016年から毎年開催

- ・1年のタンチョウの生息状況についての報告
- ・タンチョウの生態や行動に関する研修

以上

タンチョウ保護増殖検討会設置要領（改正案）

1. 目的

絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。

このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を設置するものである。

2. 構成

（1）検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。

（2）検討会には座長を置く。

ア. 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。

イ. 座長は、検討会の議事運営にあたる。

ウ. 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

（3）検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。学識経験者等は、専門的見地から検討事項に関する助言等を行う。

（4）検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。

3. 委員の任期等

（1）検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。

（2）年齢が 75 歳を超える者を委員として選任しない。

4. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項
- (2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

5. 庶務

検討会の庶務は、北海道地方環境事務所及び北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。

附 則

この設置要領は、令和●年●月●日から施行する。

タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表

新	旧	備考
<p>1. 目的</p> <p>絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。</p> <p>このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を設置するものである。</p>	<p>1. 目的</p> <p>絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。</p> <p>このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を設置するものである。</p>	
<p>2. 構成</p> <p>(1) 検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。</p> <p>(2) 検討会には座長を置く。</p> <p>ア. 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。</p> <p>イ. 座長は、検討会の議事運営にあたる。</p> <p>ウ. 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。</p> <p>(3) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。学識経験者等は、専門的見地から検討事項に関する助言等を行う。</p> <p>(4) 検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。</p>	<p>2. 構成</p> <p>(1) 検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。</p> <p>(2) 検討会には座長を置く。</p> <p>ア. 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。</p> <p>イ. 座長は、検討会の議事運営にあたる。</p> <p>ウ. 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。</p> <p>(3) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。学識経験者等は、専門的見地から検討事項に関する助言等を行う。</p> <p>(4) 検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。</p>	

タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表

新	旧	備考
3. 委員の任期等 (1) 検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。 (2) 年齢が 75 歳を超える者を委員として選任しない。	3. 委員の任期等 (1) 検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。 (2) 年齢が 75 歳を超える者を委員として選任しない。	
4. 検討事項 検討会の検討事項は、次のとおりとする。 (1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項 (2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項 (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項	4. 検討事項 検討会の検討事項は、次のとおりとする。 (1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項 (2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項 (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項	
5. 庶務 検討会の庶務は、 <u>北海道地方環境事務所及び</u> 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。	5. 庶務 検討会の庶務は、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。	